

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

スローガン株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	17
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
4. 経営上の重要な契約等	28
5. 研究開発活動	28
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	48
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	49
第5 経理の状況	60
1. 連結財務諸表等	61
(1) 連結財務諸表	61
(2) その他	108
2. 財務諸表等	109
(1) 財務諸表	109
(2) 主な資産及び負債の内容	121
(3) その他	121
第6 提出会社の株式事務の概要	122
第7 提出会社の参考情報	123
1. 提出会社の親会社等の情報	123
2. その他の参考情報	123
第二部 提出会社の保証会社等の情報	124
第三部 特別情報	125
第1 連動子会社の最近の財務諸表	125

第四部 株式公開情報	126
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	126
第2 第三者割当等の概況	127
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	127
2. 取得者の概況	129
3. 取得者の株式等の移動状況	130
第3 株主の状況	131
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年10月21日
【会社名】	スローガン株式会社
【英訳名】	Slogan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目11番17号
【電話番号】	03-6434-5220（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員CFO 北川 裕憲
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目11番17号
【電話番号】	03-6434-5220（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員CFO 北川 裕憲

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期
決算年月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	1,458,440	1,311,021
経常利益 (千円)	172,916	42,580
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	145,183	49,627
包括利益 (千円)	145,183	49,627
純資産額 (千円)	459,548	491,775
総資産額 (千円)	1,213,506	1,172,244
1株当たり純資産額 (円)	213.44	230.01
1株当たり当期純利益 (円)	68.69	23.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	37.87	41.95
自己資本利益率 (%)	56.24	10.43
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△30,238	4,185
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△32,432	1,743
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	184,085	△51,010
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	870,481	825,400
従業員数 (人)	98	105
(外、平均臨時雇用者数)	(108)	(93)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第15期及び第16期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

5. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	570,255	645,824	201,227	947,025	1,275,170	1,123,375
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	11,711	51,448	△149,007	85,120	174,475	23,574
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△398	18,335	△152,855	96,543	136,508	36,613
資本金 (千円)	98,298	98,298	98,298	98,298	227,102	227,102
発行済株式総数 (株)	3,962	3,962	396,200	396,200	2,203,075	2,203,075
純資産額 (千円)	101,139	101,205	△40,430	66,013	460,128	479,342
総資産額 (千円)	493,205	680,872	621,782	1,024,936	1,198,181	1,141,822
1株当たり純資産額 (円)	25,527.35	26,647.05	△105.51	170.93	213.71	224.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△138.62	4,628.42	△402.46	250.13	64.58	17.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.51	14.86	△6.50	6.44	38.40	41.98
自己資本利益率 (%)	—	18.12	—	754.74	51.89	7.79
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	57 (52)	51 (47)	55 (61)	68 (62)	86 (105)	94 (91)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第11期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第12期、第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第11期及び第13期は当期純損失を計上しているため、自己資本利益率については記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 2017年12月22日開催の定時株主総会により、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理等経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月末日から2月末日に変更しました。この変更により、第13期は2017年10月1日から2018年2月28日の5か月間となっております。
- 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第11期、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査はを受けておりません。

8. 当社は、2018年2月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
9. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
10. 当社は、2018年2月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第11期、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
1株当たり純資産額 (円)	51.05	53.29	△21.10	34.19	213.71	224.19
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△0.28	9.26	△80.49	50.03	64.58	17.07
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
2005年10月	東京都千代田区神田錦町に当社を設立
2006年6月	新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」を運営開始
2008年10月	東京都千代田区内神田に本社移転
2012年6月	京都府京都市下京区に京都支社を開設
2012年8月	東京都港区南青山に本社移転
2014年5月	ベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」を運営開始
2015年9月	新卒学生向けコンサル就活サービス「FactLogic」を運営開始
2016年3月	大阪府大阪市北区に大阪支社を開設
2016年10月	東京都港区南青山にベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」のサービス提供を目的としたスローガンアドバイザー株式会社を設立し、その運営を当社より移管
2016年10月	東京都港区南青山に人事・組織開発支援のサービス開発及び提供を目的としたチームアップ株式会社（現・連結子会社）を設立し、1 on 1の仕組みをつくるSaaS型HRサービス「TeamUp」を運営開始
2017年4月	若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」を運営開始
2018年4月	学生向け長期インターン紹介サービス「Intern Street」を「Goodfind」から独立して運営開始
2020年11月	大阪支社を京都支社へ統合
2021年1月	京都府京都市中京区に京都支社を移転
2021年3月	事業運営の効率化及び経営資源の最適配分を目的として、スローガンアドバイザー株式会社を当社が吸収合併し、「Goodfind Career」の運営を当社へ移管

3 【事業の内容】

当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションを掲げ、人の創造性と生産性を最大化させる配置（労働市場におけるマッチングだけでなく、組織内における人員配置も含む概念）による新産業創出をとおして、停滞・衰退に抗い常に革新し続ける社会づくりを目指します。

ミッションを実現するために、2025年のビジョンとして「新産業領域^{(注)1}における人材創出のリーディングカンパニーとなる。」ことを掲げており、本書提出日現在、「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」を提供しております。本プラットフォームにおいては、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS^{(注)2}分野において事業を展開しており、年功序列や終身雇用を中心とした伝統的な雇用慣行による歪みや求職者のブランド選好の強さによる歪み、画一的な人事制度が支配する伝統的な企業文化による歪みの解消により、労働市場における才能の最適配置を目指しております。

キャリアサービス分野においては、学生向けサービスとして、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」及びコンサル就活サービス「FactLogic」、学生向け長期インターン^{(注)3}紹介サービス「Intern Street」の3つのサービスを展開しており、社会人向けサービスとしてベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」を展開しております。メディア・SaaS分野においては、新産業領域に必要な情報インフラをつくる若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」及び入社後の組織課題にアプローチするSaaS型HRサービス「TeamUp」を展開しております。

なお、本書提出日現在、当社グループは当社及び連結子会社1社（チームアップ株式会社）によって構成されております。「Goodfind」、「FactLogic」、「Intern Street」、「Goodfind Career」及び「FastGrow」は当社が、「TeamUp」はチームアップ株式会社が運営しております。また、報告セグメントは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであります。

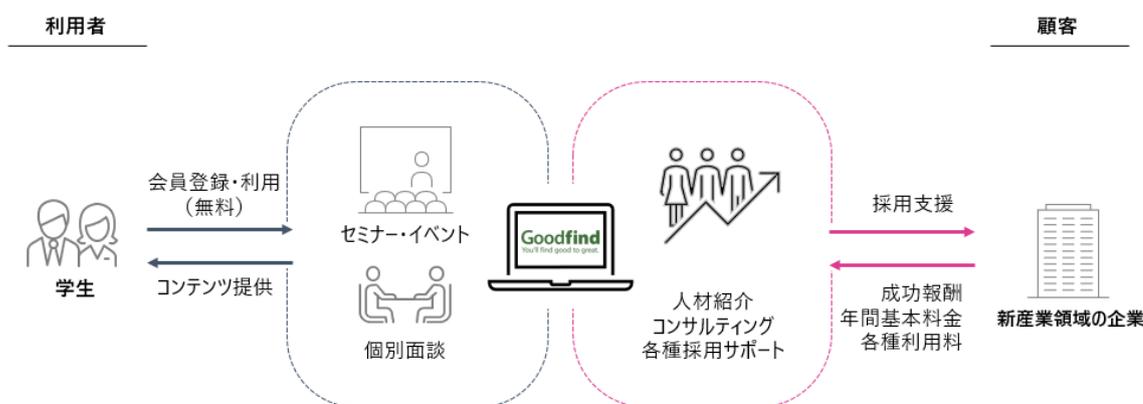
- (注) 1. 「新産業領域」とは、スタートアップ・ベンチャー企業における新規事業やイノベーションへの取り組みのみならず、大企業におけるビジネスモデル革新やイノベーション探索等のトランスフォーメーション及び中堅・中小企業における事業承継型の経営革新を含む領域として当社で定義しております。
2. 「SaaS」とは、「Software as a Service」の略称で、インターネットを経由してソフトウェアを利用するサービスのことを言います。
3. 「長期インターン」とは、正規雇用者に相当する実務を、学生が有給のパートタイムで経験することを言います。

(1) キャリアサービス分野

① 学生向けサービス

a. 新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」

厳選就活メディア「Goodfind」を運営し、ベンチャー・スタートアップ企業を中心とした新産業領域の企業の新卒採用と挑戦意欲・成長志向の高い学生の就職活動を支援するプラットフォームを提供しております。



学生に対しては、ロジカルシンキングやグループディスカッション等のスキルアップセミナーや、厳選企業を集めたイベントやセミナー等の開催、厳選企業のインターンシップや説明会、選考会等の各種就活情報の提供、「Goodfind Colllege」を通じた学習コンテンツの提供を行い、成長機会やキャリア構築に関する情報の提供を行っております。また、インキュベーションパートナー（「Goodfind」に登録された学生に対して個別面談を行い、学生のキャリア構築を支援する学生担当を言います。）による個別面談により、学生一人ひとりの成長を支援しております。本サービスは2006年6月から運営をスタートし、2022年卒業予定学生の総会員数は1.9万人（2021年9月30日現在）となっております。

また、当該会員のうち、当社が注力する学校（以下「注力校」と言います。）の会員数は13,294人（総会員数の67.1%）となっております。直近5卒業年の総会員数、注力校会員数及びその割合は以下のとおりであります。

	2018年卒	2019年卒	2020年卒	2021年卒	2022年卒
総会員数（人）	18,159	18,776	17,606	18,105	19,807
注力校会員数（人）	9,822	11,653	11,852	12,251	13,294
注力校会員割合（%）	54.1	62.1	67.3	67.7	67.1

「Goodfind」は学生であれば会員資格を有し、学校名による選別は行っておりませんが、顧客企業における過去の採用実績や学生動向等を考慮して注力校を定義し、注力校の会員数及びその割合をモニタリングしております。本書提出日現在における注力校は、東京大学、京都大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東京工業大学、一橋大学、大阪大学、神戸大学、北海道大学、東北大学、名古屋大学、九州大学、上智大学、東京理科大学、青山学院大学、立教大学、明治大学、法政大学、中央大学、同志社大学、立命館大学、関西学院大学、関西大学、国際基督教大学、横浜国立大学、国際教養大学、立命館アジア太平洋大学と定義しております。

顧客企業に対しては、3つのサービスモデル（成功報酬型人材紹介サービス／人材紹介一体型コンサルティングサービス／メディアサービス）を顧客企業の採用課題やニーズに合わせてカスタマイズして提供することで、顧客企業の採用成功を支援しております。

サービスモデル	内容
成功報酬型人材紹介サービス	<p>インキュベーションパートナー（「Goodfind」に登録された学生に対して個別面談を行い、学生のキャリア構築を支援する学生担当を言います。）による個別面談や、セミナー・イベント等への参加情報を通じて蓄積された学生のデータベースから、顧客企業の求人要件に合う学生を個別に紹介するサービスであります。</p> <p>本サービスの料金体系は、初期費用に加えて、入社人数に応じた成功報酬が発生いたします。</p>
人材紹介一体型コンサルティングサービス	<p>リクルーティングパートナー（顧客企業の採用成功のため、採用に関する進捗状況や選考状況に応じたアドバイスや、インキュベーションパートナーとの連携を行う企業担当を言います。）が、顧客企業の採用目標人数の達成に向けたコンサルティングを年間で提供するサービスです。採用像や求人要件へのアドバイス、学生に対する訴求ポイントの言語化、有望候補者の継続的なフォロー、定例ミーティングによるサポート等を提供します。</p> <p>本サービスの料金体系は、顧客企業の採用目標人数に応じた年間基本料金を契約で定め、入社人数が当該採用目標人数以内の場合は年間基本料金のみとなり、超えた場合は入社人数に応じて成功報酬が発生いたします。</p>
メディアサービス	<p>「Goodfind」へのメディア掲載、セミナーやイベントの企画・運営、顧客企業が実施する説明会や選考会への送客、採用ブランディング等の採用活動に必要な各種支援を行うサービスであります。</p> <p>本サービスの料金体系は、顧客企業のニーズに合わせた様々なサービスに応じた料金体系となります。</p>

b. 新卒学生向けコンサル就活サービス「FactLogic」

外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成等を行う就活サービスを提供しております。主に選抜型コミュニティの企画及び運営により学生に対して学びの機会を提供し、顧客企業に対しては、メディア掲載及び説明会・選考会の集客により挑戦意欲・成長志向の高い学生との出会いを提供しております。

c. 学生向け長期インターン紹介サービス「Intern Street」

スタートアップ・ベンチャー企業の求人に特化した、長期インターン人材の紹介サービスを提供しております。学生に対しては、正規雇用者に相当する実務を、有給のパートタイムで経験することができる求人案件の紹介や、セミナーやイベントを通じて企業との出会いを提供しております。顧客企業に対しては、スタートアップ・ベンチャー企業において実務経験を積むことへの意欲が高い学生を紹介しております。

② 社会人向けサービス

ベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント「Goodfind Career」

「Goodfind Career」は、中途採用市場において社会人（求職者）と求人企業とのマッチングを行うサービスを提供しております。社会人（求職者）に対して、新規性の高いビジネスモデルや先端テクノロジーの活用等の影響でやや理解しにくい新産業領域のビジネスについて理解・精通したキャリアアドバイザーから、メディアだけでは伝えられない、求人企業の魅力を訴求することで、新産業領域への興味・関心を喚起し、挑戦意欲の高い社会人（求職者）と求人企業のマッチング支援を行っております。

(2) メディア・SaaS分野

① 若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」

「FastGrow」は、新産業領域の情報を整理し、若手イノベーション人材に向けて発信していくメディアであります。新産業領域への挑戦を推進し、スタートアップ・ベンチャー企業を含む新産業領域の企業の採用広報やブランディング、サービス認知を支援するサービスを提供しております。なお、2021年2月28日時点における登録会員数は1.8万人、2021年2月期の取引社数は63社となります。

② 1 on 1^{(注)4}の仕組みをつくるSaaS型HRサービス「TeamUp」

「TeamUp」は、1 on 1の仕組みで人が成長する組織をつくることを支援するSaaS型HRサービスであります。1 on 1ミーティングの設定から面談記録の蓄積・共有を通じて、現場と経営・人事の連携による人材育成のフォローアップを可能にします。「TeamUp」の利用により、適切な異動やキャリア支援が促進され、組織内における才能の最適配置を実現する環境づくりの支援を行っております。なお、2021年2月28日時点のMRR^{(注)5}は418万円、契約社数は59社となります。

(注) 4. 「1 on 1」とは、社員の成長を促進することを目的として、上司と部下が定期的に行う1対1の面談のことで、「1 on 1ミーティング」とも言います。1 on 1では、部下個人が中心となって仕事を通じて得た体験や課題、悩み等を上司と共有し、上司はその内容についての対話やフィードバックを通じて部下をサポートするものであります。

5. 「MRR」とは、「Monthly Recurring Revenue」の略称で、月ごとに繰り返し得られる収益のことを言います。

[サービス一覧]

分野	サービス名	サービス内容
キャリアサービス分野	 新卒学生向け 厳選就活プラットフォーム 「Goodfind」	新産業領域の企業を厳選し、新卒学生に対してセミナーやイベント等のコンテンツを提供。企業に対しては、挑戦意欲・成長志向の高い人材の紹介を行います。
	 新卒学生向け コンサル就活サービス 「FactLogic」	外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成を行う就活サービスです。
	 学生向け長期インターン 紹介サービス 「Intern Street」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人に特化した、長期インターン人材の紹介サービスです。
	 社会人向けベンチャー・ス タートアップ求人特化型 エージェント 「Goodfind Career」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人に特化した転職エージェントです。
メディア・SaaS分野	 若手イノベーション人材向 けビジネスメディア 「FastGrow」	新産業領域の情報を整理し、発信していくメディアです。新産業領域への挑戦を推進し、スタートアップ・ベンチャー企業の採用広報やブランディング、サービス認知を支援するビジネスメディアです。
	 1 on 1 の仕組みをつくる SaaS型HRサービス 「TeamUp」	1 on 1 ミーティング及び360度フィードバックシステム「TeamUp（チームアップ）」を提供。人材育成や組織活性化を通じた人と組織の成長支援を行います。

[事業系統図]



(注) 1. 会員登録は無料となりますが、一部有料で提供するコンテンツがあります。

2. SaaS型HRサービス「TeamUp」は当社子会社チームアップ株式会社で運営しております。なお、その他サービスについては、当社で運営しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) スローガンアドバイザー 株式会社 (注) 2、3、4	東京都港区	10,000	社会人向けキャ リアサービス事 業	100	役員の兼任 事業所の貸借取引 管理業務の委託取引 営業上の取引
チームアップ株式会社 (注) 5	東京都港区	10,000	SaaS型HRサービ ス事業	100	役員の兼任 事業所の貸借取引 管理業務の委託取引 営業上の取引

(注) 1. 当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントのため、「主要な事業の内容」欄には、各関係会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. スローガンアドバイザー株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	153,471千円
	(2) 経常利益	18,018千円
	(3) 当期純利益	12,884千円
	(4) 純資産額	47,946千円
	(5) 総資産額	64,825千円

4. 2021年3月1日付で当社を吸収合併存続会社、スローガンアドバイザー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

5. 債務超過会社であり、債務超過の額は2021年2月末時点で25,513千円となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
新産業領域における人材創出事業	109 (72)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
103 (71)	29.7	2.5	5,068,859

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションを掲げ、人の創造性と生産性を最大化させる配置（労働市場におけるマッチングだけでなく、組織内における人員配置も含む概念）による新産業創出をとおして、停滞・衰退に抗い常に革新し続ける社会づくりを目指し、新産業領域における人材創出事業として「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」を提供しております。「人の可能性を引き出す」とは、キャリア支援・メディア開発・採用支援のみならず、組織におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン^{(注)1}の推進やリカレント教育^{(注)2}・人材育成等も含む概念であります。また、「才能の最適配置」とは、新卒学生や若手社会人の就業機会にとどまらず、デジタル人材の不足や女性経営人材の不足、社外取締役の不足、若手の早期離職、中小企業における経営承継等の労働市場の歪みを対象とした概念であります。そして、「新産業創出」とは、人材・デジタル・グリーン^{(注)3}・サステナビリティ^{(注)4}等の様々なトランスフォーメーション（変革）によって持続可能な社会を実現するために行われる企業活動を対象とした概念であります。

当社グループは、年功序列や終身雇用を中心とした伝統的な雇用慣行や求職者のブランド選好の強さにより人手不足が続く新産業領域の企業に対して、新産業領域への挑戦意欲の高い新卒学生を発掘・育成し、最適なマッチングを提供する厳選就活プラットフォーム「Goodfind」の運営を2006年に開始してから本書提出日現在に至るまで、新卒学生の行動変容を生み出し新産業領域でのキャリア機会を創出するとともに、新産業領域の企業に対する新卒学生の人材供給に注力してまいりました。

また、新しいものを形づくる人たち（Shapers：シェイパーズ）のコミュニティを軸として新しい産業を生み出す新産業ビルダーとなることで、「新産業領域における人材創出のリーディングカンパニーとなる。」ことをビジョンとして掲げており、新産業領域に挑戦する人と組織を支援する立場であると同時に、当社グループとしても、新産業領域における人材創出企業として日本を代表する存在となることを目指します。

- (注) 1. 「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン」とは、企業、学校、自治体等の組織における社会の多様性（ダイバーシティ：Diversity）、公平性（エクイティ：Equity）、包摂性（インクルージョン：Inclusion）を高めるための取り組みのことを言い、DE&Iと略します。
2. 「リカレント教育」とは、社会人が教育機関に入り直して改めて教育を受けるということ及びそのような活動を支援する制度や取り組み、考え方のことを言います。
3. 「グリーン」とは、経済産業省が策定し、2020年12月に公表した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において選定された14の重要分野を言い、洋上風力産業、燃料アンモニア産業、水素産業、原子力産業、自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業、船舶産業、物流・人流・土木インフラ産業、食料・農林水産業、航空機産業、カーボンリサイクル産業、住宅・建築物産業／次世代型太陽光産業、資源循環関連産業、ライフスタイル関連産業であります。
4. 「サステナビリティ」とは、持続可能性を意味し、自然環境や人間社会等が長期にわたって機能やシステムを失わずに、良好な状態を維持させようとする考え方であります。

(2) 経営戦略等

① 基本戦略

当社グループは、上記の経営方針の下、人にまつわる市場における歪みを解消し続けることを基本戦略としております。人にまつわる市場の歪みとは、就職・転職におけるブランド選好が強すぎることで起こる新産業領域における人材不足や、年功序列・終身雇用を中心とした日本の伝統的な雇用慣行から生まれる人材の流動性の低さによるキャリア機会の喪失などが挙げられます。日本の労働市場においては歪みが大きく存在しており、歪みを解消し続けることが当社グループの事業機会となり、長期的な事業成長を生み出すと考えています。そうした歪みを解消するためのアプローチとして、新産業領域における企業への支援により獲得される組織の在り方に関する知見とフィットする人材の理解力と活用力を生かし、「人」を軸とした事業展開を行っております。キャリアサービス分野においては、新卒、中途及び長期インターンの各領域において、人手不足が続く新産業領域の企業に対して、新産業領域への挑戦意欲の高い人材を発掘・育成し、最適なマッチングを提供しております。メディア・SaaS分野においては、新産業領域の企業の情報を整理・発信することで新産業領域に興味・関心を持つ人を増やすためのビジネスメディア「FastGrow」や、育成や組織活性をとおして人と組織の成長支援を目指すSaaS型HRサービス「TeamUp」を提供しております。

② 中期成長戦略

当社グループは、上記基本戦略の下、次のとおり中期成長戦略として、顧客数及び顧客単価の継続的な拡大を基本としながら、プラットフォーム型・プロダクト型の強化、人の可能性を引き出す組織づくりの実践と商材化の3つを重点成長戦略としております。

i. 顧客数及び顧客単価の拡大

デジタルやグリーン、サステナビリティ等の変革を志向する大企業を含め、新産業領域の企業のカバー範囲を広げることで顧客数の拡大を図ります。また、人にまつわる市場の歪みを起点とした新規事業分野及び新規プロダクト・サービスの展開により顧客企業1社に対して提供できる価値の総量を増やすことで、顧客単価の拡大を図ります。なお、当社グループの顧客数及び顧客単価の推移は次のとおりであります。

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
顧客数(社)	442	491	431
顧客単価(千円)	2,489	2,970	3,041

ii. プラットフォーム型・プロダクト型の強化

「FastGrow」をプラットフォーム型プロダクトとして強化し、月額利用課金やコンテンツ課金等の新たな収益機会の獲得を図ります。また、コンテンツの動画ライブラリ化・アセット化により、労働集約性を低減し、企業向け研修や人事支援のプロダクトの開発を検討いたします。

iii. 人の可能性を引き出す組織づくりの実践と商材化

一人ひとりの成長・学習支援及びキャリア支援を強化する仕組みの自社実践を継続的に行い、顧客企業への展開を検討いたします。また、組織カルチャーの浸透や1on1による対話、フルリモートワーク等柔軟な働き方の実現等による、多様な人材が活躍できる組織づくりを強化いたします。

(3) 経営環境

① 企業構造

本書提出日現在、当社グループは当社及び連結子会社1社（チームアップ株式会社）によって構成されております。また、「Goodfind」、「FactLogic」、「Intern Street」、「Goodfind Career」及び「FastGrow」は当社が、「TeamUp」はチームアップ株式会社が運営しております。なお、報告セグメントは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであります。

② 対象市場の状況

当社グループは、新産業領域に関連する市場及び人材トランスフォーメーション^{(注)5}に関連する市場において事業を行っております。当社グループは、日本の労働市場において、伝統的な雇用慣行や就職観念、人事・組織制度等により、40代以降に差が生まれるキャリアトラックとなる傾向に着目し、経営人材としての可能性を早期に発掘及び開発し、20代・30代で経営人材になれるキャリア機会を創出することで、人材トランスフォーメーションを推進しております。人材トランスフォーメーションに関連する市場としては、人材関連ビジネス市場、教育産業全体市場及びHRTech市場が含まれますが、主にキャリアサービス分野における各事業が属する人材関連ビジネス市場が対象市場であり、さらに当社グループの主要サービスである「Goodfind」は新卒採用関連市場を対象市場としております。「人材ビジネスの現状と展望 2020年版 PART1 総合編」(株式会社矢野経済研究所、2020年)によると、人材関連ビジネスは5市場(人材派遣業、人材紹介業、再就職支援業、ネット転職情報サービス、アルバイト・パート・派遣求人情報サービス)に分類されておりますが、当社グループは主に、人材紹介業及びネット転職情報サービスを対象市場とした事業を行っております。また、新産業領域に関連する市場としては、当社グループがターゲットとしている新産業領域の企業について、主要顧客はスタートアップ・ベンチャー企業となっており、スタートアップ・ベンチャー企業を取り巻く環境についても、当社グループが影響を受ける市場であります。

(注) 5. 「人材トランスフォーメーション」とは、組織における人材の持つ価値を最大限引き出すために行う採用、配置、育成、文化浸透等の組織施策における変革と当社で定義しております。

i. 人材関連ビジネス市場及び新卒採用関連市場の状況

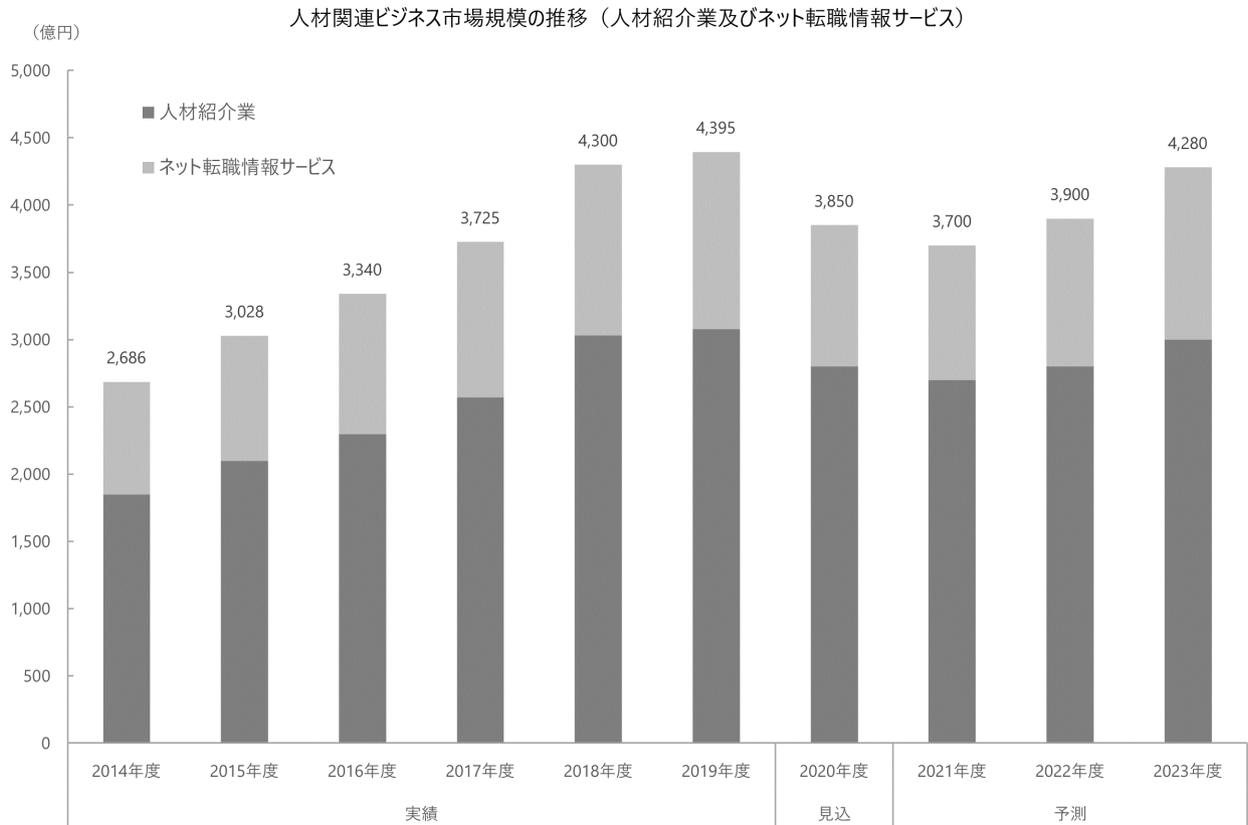
「人材ビジネスの現状と展望 2020年版 PART1 総合編」(株式会社矢野経済研究所、2020年)及び「新卒採用支援市場の現状と展望 2021年版」(株式会社矢野経済研究所、2021年)によると、2021年度の新卒採用関連市場の市場規模は1,234億円となる予測であります。人材関連ビジネス(人材派遣業、人材紹介業、再就職

支援業、ネット転職情報サービス、アルバイト・パート・派遣求人情報サービス)の市場規模については、2019年度までは継続的な成長を続けてきておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度は再就職支援業を除いてマイナス成長となり、さらに2021年度までは停滞が継続し、2022年度以降に回復基調に転じるものと予測されております。

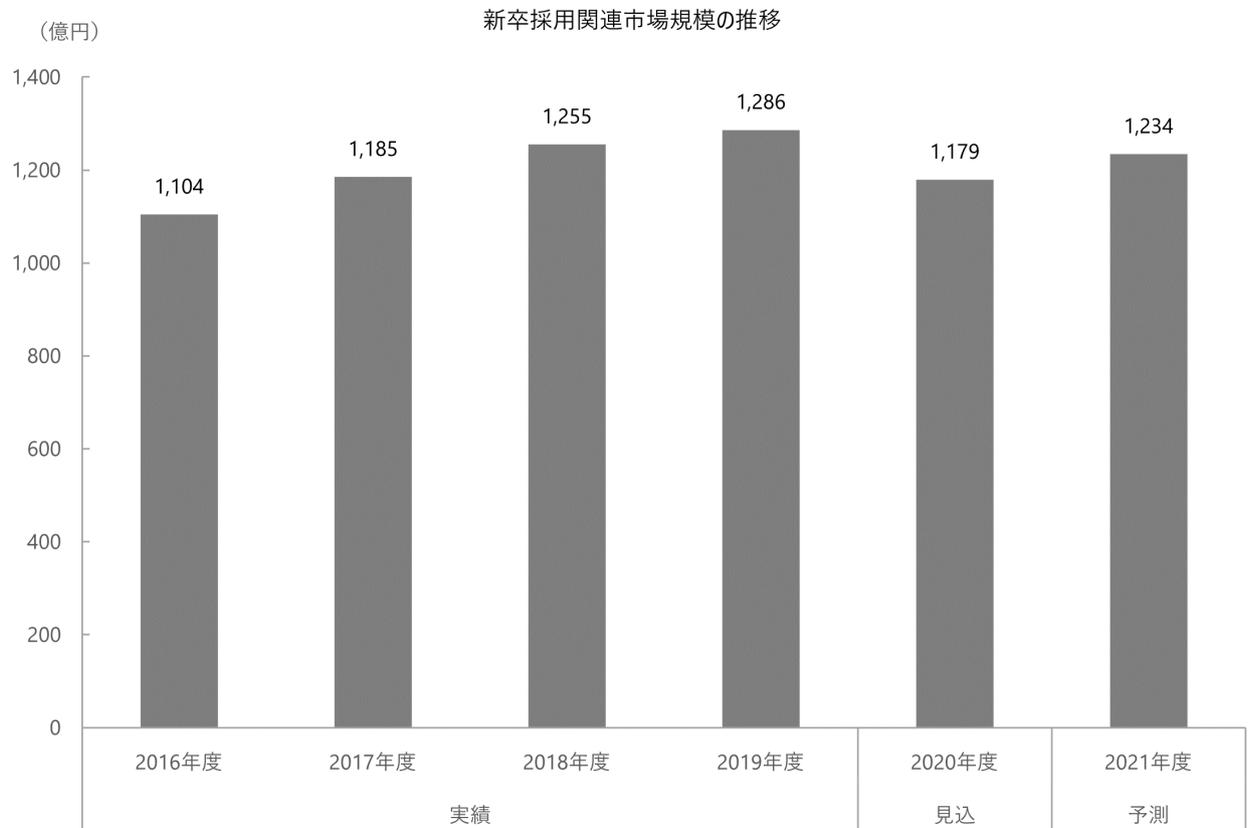
人材関連ビジネス市場全体としては減退傾向となる一方で、オンライン化の進展により働く場所を問わない就業スタイルの浸透が進み、これまで地理的制約から就業機会がなかった求職者にとっては新たな就業機会を獲得する契機となり、新しい就業スタイルへの変化の適応力が高いベンチャー・スタートアップ企業を中心とした新産業領域の企業にとっては、人材獲得機会を増加させる環境変化となっていると考えております。また、人材関連サービスを提供する事業者においては各種サービスやコンテンツのオンライン化、求人企業においては採用活動における企業説明会や面接等のオンライン化が進んだことで、求職者にとってもオンラインでの採用活動がメインとなりました。これは、特に地方に居住する新卒学生にとっては就職活動における機会の格差を解消することとなり、従来に比べて就業機会を多く得られる環境となりました。また、求人企業にとっても、地方に居住する人材へのアプローチが可能となり、より多くの候補者と接点を持つことが可能となりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進んだデジタル化は、デジタル領域でサービスを提供するDX・SaaS関連企業^{(注)6}にとって大きな事業機会となり、事業成長を後押しする環境となりました。その結果、DX・SaaS関連企業における求人ニーズは、人材関連ビジネス市場全体の減退傾向に反して高まっているものと考えております。

- (注) 6. 「DX・SaaS関連企業」とは、テクノロジーや情報システム、AIやロボティクスの活用、メディア運営等のITを活用した課題解決を事業とする会社及びこれらの会社に対するサービス提供を行う会社と当社で定義しております。

[市場規模の推移]



(出所：株式会社矢野経済研究所「人材ビジネスの現状と展望 2020年版 PART1 総合編」)



(出所：株式会社矢野経済研究所「新卒採用支援市場の現状と展望 2021年版」)

ii. スタートアップ・ベンチャー企業を取り巻く状況

新産業領域の企業の中でも、スタートアップ・ベンチャー企業を取り巻く環境としては、2016年4月に日本経済再生本部が決定した「ベンチャー・チャレンジ2020」や、2019年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」の中でもSociety5.0（サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会）という形で表現されているように、官民で産業の新陳代謝を促進する取組がなされております。2018年6月には経済産業省・日本貿易振興機構（JETRO）・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が事務局となり官民によるスタートアップ支援プログラム「J-Startup」もスタートしました。新規IPO件数（東京証券取引所マザーズ及びJASDAQの合計件数）は、株式会社日本取引所グループがHPで公表する「新規上場基本情報」によると、2016年68社、2017年67社、2018年77社、2019年69社、2020年77社と推移しております。また、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターが公表した「2020年のVC動向 日本・米国・中国との比較」によると、ベンチャーキャピタルの国内投資金額は、2020年1月～12月で1,512億円と、米国166,775億円、中国30,232億円に比べると低い状況が続いており、また、2020年の日本のベンチャーキャピタルファンド組成額は4,581億円と、2019年の3,573億円と比較して1,008億円（28.2%）増加していることから、2021年以降におけるベンチャーキャピタル投資の拡大を示唆するものとして、今後一層のスタートアップの活動の広がりが期待できるとされております。このように、日本市場の潜在的成長性は十二分にあり、今後もスタートアップ・ベンチャー企業が誕生しやすかつ成長を促進できる環境を整備することができれば、日本のスタートアップ・ベンチャー企業が増加する可能性を秘めております。

以上のように、新産業領域の企業に関連する市場が年々拡大する一方で、人口減少・少子高齢化による労働力不足の流れ、デジタル化及びテクノロジー（AI・Robotics等）による産業革新の流れ、機械による失業への対応（再教育・再配置、独立支援）が求められております。また、2020年9月に経済産業省より発表された「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート～」にもあるように、持続的な企業価値向上に向けて人的資本及び人材戦略の重要性は高まる一方であり、多くの日本企業にとって人的資本の最適化及び新しい事業・産業の創造は重要性の高いテーマとなります。

③ 競合他社に対する競争優位性

新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」が当社グループの主要サービスであり、「Goodfind」のビジネスモデルが競争優位性の源泉となります。「Goodfind」ではこれまで、挑戦意欲・成長志向の高い新卒学生とベンチャー企業のマッチングを行ってまいりましたが、これを行うためには学生に対してベンチャー企業への興味喚起を行うこと及び成長可能性の高いベンチャー企業を厳選することが必要となります。しかしながら、社会人経験がなく就職活動により得られる様々な情報により志向性が日々変化する学生に行動変容を生み出し、ベンチャー企業へ興味喚起することは困難であり、かつ数ある企業の中から成長可能性の高いベンチャー企業を厳選してマッチングすることはさらに困難となります。「Goodfind」では、3つのケイパビリティ（顧客の目利き力／行動変容を生み出す力／マッチング力）へ注力することにより、競合他社に対する競争優位性を高めております。

i. 顧客の目利き力

ベンチャー企業を中心とした過去の取引実績から、新産業領域において構築された情報取得のネットワークにより、成長性の高い新産業領域の企業を厳選して開拓しております。

ii. 行動変容を生み出す力

社会人経験がなく就職活動により得られる様々な情報により志向性が日々変化する学生に対して、ブランドイメージ等により企業を選好する等のバイアスを取り除くコンテキスト及びコンテンツを、メディアによる情報提供に加えて、インキュベーションパートナーによる個別面談やセミナー・イベント等を通じて伝えることで、行動変容を生み出しております。なお、2021年卒学生向けに開催したセミナー及びイベントは累計4,264回、個別面談は5,028名に対して実施いたしました。

iii. マッチング力

顧客の目利き力によって厳選された新産業領域の企業と、行動変容を生み出す力により形成された挑戦意欲・成長志向の高い学生とを、「プロダクト（Goodfind）」と「人材」による複合的な価値提供を行うことで適切なマッチングを生み出すことが可能となります。

④ 顧客基盤

当社グループの顧客基盤は、主にベンチャー企業で構成されております。さらに、今後の市場規模の拡大が見込まれ、成長性の高いDX・SaaS関連市場において事業を展開するDX・SaaS関連企業が主要顧客となります。2021年2月期の「Goodfind」の取引社数245社のうち、188社（76.7%）がDX・SaaS関連企業であります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、新産業領域における人材創出のリーディングカンパニーを目指し、付加価値の指標として営業利益及び売上高営業利益率の継続的成長を重視しております。当社グループのミッションを実現するためには、M&Aを含めた新規サービスの開発・育成への積極的な投資を継続することが必要だと考えております。そのために、キャリアサービス分野やメディア・SaaS分野、企業向け新サービス分野等を継続的に成長させ、投資に必要な資金を確保することが重要であると認識しております。以上の理由から、当社グループはこれらを総合的に反映する営業利益及び売上高営業利益率を重要な経営指標とし、その継続的な成長を重視しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上の課題及び財務上の課題

当社グループでは、今後の事業拡大及び継続的成長のために、優先的に対処すべき事業上の課題を以下のとおり認識しております。これら課題に対処するために、継続的な顧客企業開拓やサービスの開発・改良による顧客企業満足度向上、人材の育成・採用、内部管理体制の強化等を進めることで、ステークホルダーとの信頼関係を継続的に高め、企業価値向上に努めてまいります。なお、優先的に対処すべき財務上の課題は、本書提出日現在において識別されておられません。

① キャリアサービス分野の強化

キャリアサービス分野における各サービスの継続的成長が、当社グループの持続可能な成長の土台になると考えております。

これまで、新産業領域の企業への支援により獲得される組織の在り方に関する知見とフィットする人材の理解力と活用力を価値源泉として競争力を高め、規模を拡大してまいりました。今後も、新産業領域に関連する市場が年々拡大する一方で、人口減少・少子高齢化による労働力不足の流れ、デジタル化及びテクノロジー（AI・Robotics等）による産業革新の流れ、機械による失業への対応（再教育・再配置、独立支援）の必要性が高まることで生まれる事業機会は豊富にあり、継続的な成長が可能であると考えております。

今後、キャリアサービス分野における人材を継続的に採用していくとともに、展開サービスの拡充や新産業領域の企業の顧客層を拡張することで、さらにキャリアサービス分野を成長させてまいります。

② 新規サービスの開発・育成

当社グループは、顧客企業である新産業領域の企業の課題解決を行うため、常に新たなサービスを開発・育成しております。現時点では、1 on 1 及び360度フィードバックシステムをSaaS型で提供するHRサービス「TeamUp」や若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」を中心に、新規サービスの開発を推進しております。

今後も新産業領域に関連する市場の拡大が見込まれるなか、確実に事業機会を捉え、次々と市場に求められるサービスを生み出してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場環境の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループが対象とする人材関連ビジネス市場は、社会情勢や経済情勢、雇用環境の動向や法律の動向の影響を受けやすい市場であります。当社グループの主要取引先を、デジタルトランスフォーメーションを中心とした様々なトランスフォーメーション関連のスタートアップ・ベンチャー企業を中心とした新産業領域の企業に厳選し、求職者側も新産業領域への挑戦意欲の高い人材に注力することで、景気・市場のマイナスの変動の影響を最小限にするように努めております。しかしながら、今後、市場環境の予想以上の悪化による景気減退や新興市場が成長減退となり、当社グループの主要取引先であるスタートアップ・ベンチャー企業を中心とした新産業領域の企業もその影響を受けることとなった場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、創業以来、新産業領域の企業を厳選することや、新産業領域への挑戦意欲の高い人材を発掘・育成し、新産業領域の企業に適性のある人材を見極めることに関する知見を有しており、その結果として、人と組織の良質なコミュニティが形成されていることが競争力の源泉となっております。しかしながら、既存事業者との競争の激化や、新たな参入事業者の登場により競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新卒採用環境の動向について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの売上高構成比が最も大きいサービスはキャリアサービス分野における新卒学生向けサービスであり、現在のところ直接の法的規制は受けておりませんが、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校で構成する就職問題懇談会による「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者にかかる就職について」の申合せや、日本経済団体連合会の「採用選考に関する指針」等、学校や企業の団体による申合せ等は、当社グループが事業活動を行う上で考慮すべき事項であると考えております。

2018年10月に日本経済団体連合会が、これまでの「採用選考に関する指針」を2021年春入社の子学生対象分から廃止したこと及び就職問題懇談会の「座長声明」等を受けて、政府が、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において今後の新卒採用活動のあり方を協議していくことになりました。現状では、企業・大学・学生への混乱を避けるため、2022年春入社についても、会社説明会などの解禁が3月1日、選考の開始が6月1日という現行のルールと同じ内容で経済団体・業界団体に遵守等が要請されております。

これまでに、法的規制や上記申合せ等の変化が当社グループの事業活動に大きな影響を与えた事実はありませんが、今後の政府・経済界・大学等の方針の動向を注視して当社グループの事業活動へのマイナスの影響が出ないように事業活動を調整してまいります。しかしながら、これらの方針が当社グループで予測・把握していた範囲から大きく変化した場合には、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 求職者の確保について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

キャリアサービス分野における長期インターン、新卒及び中途の人材紹介業は、その事業特性上、求職者の確保が重要であることから、当社グループでは、既存ユーザーからの紹介やWebマーケティング等により求職者の募集を実施しております。求職者の確保に向けて重要となる求職者の満足度を高めるために、細やかな対応と個々の求職者に最適な就業機会の提供を行っております。また、全体の求職者の中でも、新産業領域への挑戦意欲の高い人材を中心とすることで、全体の世代人口減少の影響を受けにくい構造にもなっております。しかしながら、このような施策を行ったとしても、少子高齢化による将来の労働人口の減少や労働市場の変化等によって、

企業側の求人ニーズに予想外の変化が生まれたり、その結果として求人ニーズを満足させる求職者が確保できなかったりした場合には、求職者及び求人企業双方にマッチングサービスを十分に提供できなくなり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 個人情報の管理について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、人材紹介業及び求人広告業を行っているため、多数の登録者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を有しております。そのため当社グループでは、人材関連業務に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき個人情報保護方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じております。また、当社は2018年に「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項JIS Q15001」に基づくプライバシーマークを取得しております。

当社コーポレート部が中心となって、当社グループ関係者全員に対して定期的な教育・指導及び必要な対策を実施し、当社内部監査担当者が随時管理状況をチェック・監査しております。

このような当社グループの取り組みにもかかわらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

③ 情報セキュリティについて

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。これらの情報の外部への不正な流出を防止するため、情報の取り扱いに関する社員教育、セキュリティシステムの改善、情報へのアクセス管理等、内部管理体制の強化に継続して取り組んでおります。しかしながら、当社グループや委託先の関係者の故意・過失、または悪意を持った第三者の攻撃、その他想定外の事態の発生により、これらの情報が流出又は消失する可能性があります。そのような事態が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜、競争力の低下、損害賠償やセキュリティ環境改善のために多額の費用負担等が発生し、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 人材紹介に関する法的規制について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、有料職業紹介事業者としての許可を厚生労働大臣から受けております。当社が有している有料職業紹介事業者の許可の取消については、職業安定法第32条の9に欠格事項が定められております。現時点において認識している限りでは、当社は法令に定める欠格事由（法人であって、その役員のうち禁錮以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当する者があるもの）に該当する事実を有しておりません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、当該法規の改正等により法的規制が強化された場合には、当社の事業に制限が加わる可能性があります。

当社が保有している有料職業紹介事業許可の許可番号及びその取得年月日等は次のとおりであります。

所轄官庁等	取得者名	許可番号	取得年月	有効期限
厚生労働省	スローガン株式会社	13-ユ-302267	2007年6月1日	2025年5月31日

⑤ 求人広告に関する法的規制について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

求人広告に関する法的規制としては、求人広告に関して職業安定法において、職業紹介並びに労働者の募集方法、労働条件の明示及び虚偽の求人広告等に関する規制が定められております。また、職業安定法の他、労働基準法による「男女同一賃金の原則」等、法的規制の他、業界団体による自主的規制があります。

当社グループでは、このような規制の趣旨に沿って、広告掲載規程を定め、求人メディアごとに策定したガイドラインに基づく運営を行い、不適切な求人広告を排除するように努めており、これらの規制は直接的には求人企業である広告主が規制対象であります。当社グループも求人広告制作者として間接的に規制を受けているため、当社グループの事業活動に制約を受ける可能性があります。

⑥ 知的財産権の侵害等について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループで開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、当社グループが独自に設計・開発したものであり、他社の特許権侵害に該当していないかの調査等を行っております。また、商標の出願・登録についても、第三者の商標権を侵害しないように留意しております。

しかしながら、第三者から特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受ける可能性は完全には否定できず、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 業績の季節的変動について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの売上高構成比が最も大きく、主要事業である「Goodfind」においては、顧客企業の新卒学生向けの採用活動が活発に行われる時期に売上が集中いたします。新卒学生に係る人材紹介手数料については、入社日基準により売上高を認識しているため、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中いたします。この結果、第1四半期に売上高及び営業利益が集中する傾向にあります。将来的に会計基準等の改正により収益認識基準が変更になった場合には、当社グループの売上高及び営業利益の偏重時期に影響を及ぼす可能性があるため、当社グループの経営成績の四半期毎の比較は当社グループの経営成績の推移を判断するための参考にはならない可能性があります。

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	414,914	242,526	274,009	379,571	1,311,021
営業利益又は 営業損失（△）	80,881	△82,659	△33,122	77,755	42,854

第17期連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	492,258	287,125	—	—	—
営業利益	233,171	33,153	—	—	—

（注）1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期連結会計年度における四半期連結会計期間の売上高及び営業利益又は営業損失（△）は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による四半期レビューは受けておりません。

（3）経営及び組織体制に関するリスク

① 人材の採用、育成及び欠員の発生について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの事業領域である新産業領域に関連する市場は今後も拡大が見込まれ、膨大な事業機会が生まれると認識しております。当社グループのミッションを実現していくためには、その機会をいち早く捉え様々なサービスを数多く生み出し続ける必要があります。社会からの要請を真摯に受けとめ主体的に変化対応できる人材の採用及び育成が非常に重要と考えております。そのため、当社グループでは、積極的な採用活動、最適な人材マネジメントの整備及び研修体制の構築等に取り組んでおります。しかしながら、今後人材の採用や育成が計画通り進捗しない場合や離職等により多くの欠員が生じた場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

② 特定の人物への依存について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社代表取締役社長である伊藤豊は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループでは、同氏に過度に依存しない体制を作る

ために、取締役会等における役員・事業責任者間での情報共有と意思決定基準のすり合わせを強化し、経営体制の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：中

当社は、当社役員、従業員及び当社子会社役員に対して、優秀な人材の確保・獲得及び経営参画意識の向上のためのインセンティブとして、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は195,500株であり、発行済株式総数2,203,075株に対する割合は8.9%となっておりますが、権利行使期間において段階的に行使が可能となる条件を付与することで、希薄化の影響が分散するようにしております。なお、新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

しかしながら、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。

② 調達資金の使途について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

本書提出日現在、当社の公募増資による調達資金につきましては、今後の業容拡大に伴う人材獲得のための採用費及び人件費、各種サービスの改修や機能開発に関する業務委託費、各種サービスの認知度向上や会員の獲得を目的とした広告宣伝費等に充当する予定であります。

しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の影響により、上記計画どおりに使用されない可能性があります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待通りの効果を上げられない可能性があります。そのような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、株主への利益配分については経営の最重要課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、将来的に安定した配当を継続して実現していくためにも、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための内部留保資金を充実させることが必要と考え、現時点では配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態及び経営成績、投資計画等を総合的に勘案し、配当の実施を検討していく方針であります。現時点において配当の実施時期等は未定であります。

④ 新型コロナウイルス感染症の発生及び流行拡大について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：大

新型コロナウイルス感染症が企業経営や経済活動に甚大な影響を与えております。新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及び流行拡大については、当社グループのリスク管理施策により抑制できるものではありませんが、役職員の感染防止に努めることで事業の継続性に関する影響を可能な限り抑制しながら、感染症の拡大防止に取り組んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せず景気の先行きが不透明な状況が継続した場合や新たな感染症が発生した場合には、顧客企業が採用活動に慎重になる可能性や顧客企業内の感染症対応の繁忙等により当社グループのサービス導入の意思決定が遅延する可能性があります。また、当社グループ内の感染拡大や当社グループの業務委託先等が事業活動の縮小等を余儀なくされる可能性があります。そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

①財政状態の状況

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は1,172,244千円となり、前連結会計年度末に比べ41,262千円減少いたしました。これは主に売掛金が31,227千円、未収入金が34,169千円増加した一方で、現金及び預金が45,081千円、有形固定資産が28,644千円、差入保証金が37,792千円減少したことによるものであります。なお、未収入金は流動資産の「その他」に含まれております。

売掛金の増加は、主に営業取引の増加に伴う売上債権の増加によるものであります。未収入金の増加及び差入保証金の減少は、主に東京本社オフィスに係る差入保証金について、定期建物賃貸借契約の合意解約に伴い1年以内に回収予定となったことにより差入保証金から未収入金へ振り替えたこと、大阪支社オフィス及び京都支社オフィスに係る差入保証金について、大阪支社の京都支社への統合及び京都支社の移転に伴う建物賃貸借契約の解約により差入保証金を回収したことによるものであります。有形固定資産の減少は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 会計上の見積りの変更」に記載のとおり、東京本社オフィスの定期建物賃貸借契約を期間満了により合意解約し、同貸主との間で新たな定期建物賃貸借契約を締結したことに伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更したことにより減価償却費が増加したことによるものであります。現金及び預金の減少は、主に法人税等の支払い、長期借入金の返済及び自己株式の取得によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は680,468千円となり、前連結会計年度末に比べ73,489千円減少いたしました。これは主に前受金が25,826千円増加した一方で、未払金が19,841千円、未払法人税等が26,154千円、長期借入金が25,682千円減少したことによるものであります。

前受金の増加は、営業取引の増加によるものであります。未払金の減少は、主に外部委託先に対する支払金額の減少によるものであります。未払法人税等の減少は、主に税金等調整前当期純利益の減少によるものであります。長期借入金の減少は、返済によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は491,775千円となり、前連結会計年度末に比べ32,227千円増加いたしました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加49,627千円及び自己株式の取得による減少17,400千円によるものであります。

第17期第2四半期連結累計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は1,440,127千円となり、前連結会計年度末に比べ267,883千円増加いたしました。これは主に、売掛金が60,357千円減少した一方で、現金及び預金が371,316千円増加したことによるものであります。

売掛金の減少は、主に売上債権の回収によるものであります。現金及び預金の増加は、主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上、東京本社オフィスに係る定期建物賃貸借契約の合意解約に伴う差入保証金の回収、投資有価証券の売却によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は745,425千円となり、前連結会計年度末に比べ64,957千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が69,923千円、前受金が31,799千円増加したことによるものであります。

未払法人税等の増加は、主に税金等調整前四半期純利益の計上に伴う課税所得の増加によるものであります。前受金の増加は、営業取引の増加によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は694,701千円となり、前連結会計年度末に比べ202,925千円増加いたしました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加226,763千円及び自己株式の取得による減少23,838千円によるものであります。

②経営成績の状況

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当連結会計年度における我が国経済は、2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として政府により発出された緊急事態宣言や、緊急事態宣言解除後も続くオフラインイベントや不要不急の外出自粛、飲食店等の時短営業推奨等による消費活動の低下及び企業収益の悪化を招き、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

堅調な経済状況を背景に2019年度まで好調を維持していた人材関連ビジネス市場ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって当該市場を取り巻く事業環境は一変しております。当社がターゲットとする主な市場である人材紹介業及びネット転職情報サービスにおいては、「人材ビジネスの現状と展望 2020年版 PART1 総合編」（株式会社矢野経済研究所、2020年）によると、2019年度の4,395億円の市場規模に対して、2020年度は求人企業の採用活動が縮小したことによる求人掲載数や紹介成約数などの減少による影響を受け、3,850億円まで減少するものと見込まれております。

しかしながら、人材関連ビジネス市場全体としては減退傾向となる一方で、オンライン化の進展により働く場所を問わない就業スタイルの浸透が進み、これまで地理的制約から就業機会がなかった求職者にとっては新たな就業機会を獲得する契機となり、新しい就業スタイルへの変化の適応力が高いベンチャー・スタートアップ企業を中心とした新産業領域の企業にとっては、人材獲得機会を増加させる環境変化となっていると考えております。また、人材関連サービスを提供する事業者においては各種サービスやコンテンツのオンライン化、求人企業においては採用活動における企業説明会や面接等のオンライン化が進んだことで、求職者にとってもオンラインでの採用活動がメインとなりました。これは、特に地方に居住する新卒学生にとっては就職活動における機会の格差を解消することとなり、従来に比べて就業機会を多く得られる環境となりました。また、求人企業にとっても、地方に居住する人材へのアプローチが可能となり、より多くの候補者と接点を持つことが可能となりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進んだデジタル化は、デジタル領域でサービスを提供する企業にとって大きな事業機会となり、事業成長を後押しする環境となりました。その結果、当社の主要顧客であるベンチャー・スタートアップ企業をはじめとする新産業領域の企業における求人ニーズは、人材関連ビジネス市場全体の減退傾向に反して高まっております。

このような経営環境の中、当社グループは「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションのもと、新産業領域の企業に対して人材採用を中心とする各種サービスを提供し、組織及び事業の持続的な革新を推進しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オフラインで実施していたイベントをオンラインに切り替えたものの一部中止となったことや、取引先の採用・広報活動の見直しによる受注金額の減少や納品スケジュールの後ろ倒しが発生するなどの影響により、第2・3四半期連結会計期間では営業損失を計上したものの、取引先の採用・広報活動の再開、オンラインコンテンツの拡充等により、受注及び納品が堅調に推移したことから、第4四半期連結会計期間においては営業利益を計上し、当連結会計年度においても営業利益を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,311,021千円（前連結会計年度比10.1%減）、営業利益42,854千円（同75.2%減）、経常利益42,580千円（同75.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益49,627千円（同65.8%減）となりました。

なお、当社グループの売上高は、新卒学生の入社が4月に集中するため、新卒学生に係る入社成功報酬が4月に計上される結果、第1四半期連結会計期間の売上高及び営業利益の割合が他の四半期連結会計期間と比べて大きくなる傾向にありますが、当該傾向については、「2 事業等のリスク (2) 事業内容に関するリスク ⑦ 業績の季節的変動について」に記載のとおりであります。

第17期第2四半期連結累計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が著しく制限され、ワクチン接種の開始や緊急事態宣言の解除後は段階的な経済活動の再開により景気回復の兆しが見られたものの、緊急事態宣言の再発令により新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済活動の動向は、先行きが極めて不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは新産業領域における人材創出事業において人材採用を中心とする各種サービスを提供し、当第2四半期連結累計期間においては、2021年3月卒業学生の新卒人材紹介手数料に

係る売上高が堅調に推移し、新卒採用活動の早期化ニーズを捉えた販売活動にも注力いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気の先行き不透明な状況に対して、前連結会計年度において取り組んだ固定費削減等のコスト構造の見直しにより、販売費及び一般管理費を削減いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、売上高779,383千円、営業利益266,325千円、経常利益299,802千円、親会社株主に帰属する四半期純利益226,763千円となりました。

なお、当社グループの売上高は、新卒学生の入社が4月に集中するため、新卒学生に係る入社成功報酬が4月に計上される結果、第1四半期連結会計期間の売上高及び営業利益の割合が他の四半期連結会計期間と比べて大きくなる傾向にあります。当該傾向については、「2 事業等のリスク (2) 事業内容に関するリスク ⑦ 業績の季節的変動について」に記載のとおりであります。

③キャッシュ・フローの状況

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は825,400千円となり、前連結会計年度末に比べ45,081千円減少いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,185千円（前年同期は30,238千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益42,580千円を計上したことに加えて、減価償却費の計上額29,534千円、売上債権の増加額31,227千円、前受金の増加額25,826千円、法人税等の支払額49,676千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は1,743千円（前年同期は32,432千円の使用）となりました。これは、事務所賃貸借契約の解約に伴う差入保証金の返還によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は51,010千円（前年同期は184,085千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出33,610千円及び自己株式の取得による支出17,400千円を計上したことによるものであります。

第17期第2四半期連結累計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,196,717千円となり、前連結会計年度末に比べ371,316千円増加いたしました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は349,787千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上299,802千円、投資有価証券売却益の計上32,645千円、売上債権の減少額60,357千円、前受金の増加額31,799千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は60,473千円となりました。これは主に、差入保証金の返還による収入34,176千円、投資有価証券の売却による収入32,645千円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は38,944千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出15,106千円及び自己株式の取得による支出23,838千円を計上したことによるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第16期連結会計年度及び第17期第2四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、事業部門別に記載していません。

事業部門	第16期連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)		第17期第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
	金額 (千円)	前期比 (%)	金額 (千円)
キャリアサービス分野	1,069,623	86.9	681,876
学生向けサービス	916,151	85.5	615,205
社会人向けサービス	153,471	95.8	66,671
メディア・SaaS分野	241,398	106.3	97,507
合計	1,311,021	89.9	779,383

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記事業部門別の売上高は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える将来に関する見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状、その他さまざまな要因を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、将来においてこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成において採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

経営者は、当社及び子会社の課税所得見込みや有税償却資産に関する無税化の実現可能性等、現状入手可能な将来情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社グループは、将来において回収が見込まれないと判断した部分を除き繰延税金資産を計上しておりますが、将来における課税所得の見積りの変更や法定実効税率の変更等により回収可能額が変動し、当社グループの連結損益計算書における当期純利益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、1,311,021千円（前年同期比89.9%）となりました。当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上高については、キャリアサービス及びメディア・SaaSの2分野を事業部門として区分し、さらに、キャリアサービス分野は、学生向けサービス・社会人向けサービスに細分化して次のとおり分析しております。

また、第15期連結会計年度において、当社グループの主力サービスである「Goodfind」において販売戦略の変更に伴う一時的な増収要因が発生したことから、投資情報として期間比較可能性を担保するための補足的情報を提供することを目的に、「第14期連結会計年度（未監査）」を開示しております。

(単位：千円、%)

事業部門	第14期連結会計年度 (未監査) (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		第15期連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		第16期連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比
キャリアサービス分野	974,343	—	1,231,250	126.4	1,069,623	86.9
学生向けサービス	849,739	—	1,071,094	126.0	916,151	85.5
社会人向けサービス	124,604	—	160,155	128.5	153,471	95.8
メディア・SaaS分野	108,775	—	227,190	208.9	241,398	106.3
合計	1,083,119	—	1,458,440	134.7	1,311,021	89.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 「第14期連結会計年度（未監査）」については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準じて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。

3. 上記事業部門別の売上高は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。

当連結会計年度における売上高が1,311,021千円（前年同期比89.9%）となった主な要因は、学生向けサービスの売上高が916,151千円（前年同期比85.5%）となったことによるものであります。これは主に、当社グループの主力サービスである「Goodfind」において、第15期における2020年卒業予定学生向けの販売から人材紹介一体型コンサルティングサービスの販売に注力する販売戦略を採用したことにより、当該サービスに係る売上高の構成比が高まり、また、成功報酬型サービスを中心とした販売戦略を採用していた2019年卒業学生に係る成功報酬が第15期に計上されたことによるものであります。なお、サービスモデルの詳細については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。学生向けサービスにおけるサービスモデル別の売上高は次のとおりであります。

（単位：千円、%）

サービスモデル	第14期連結会計年度 （未監査） （自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）		第15期連結会計年度 （自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）		第16期連結会計年度 （自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
成功報酬型 人材紹介サービス	269,690	31.7	373,800	34.9	191,320	20.9
人材紹介一体型 コンサルティングサービス	44,983	5.3	239,076	22.3	278,604	30.4
メディアサービス	535,066	63.0	458,218	42.8	446,227	48.7
合計	849,739	100.0	1,071,094	100.0	916,151	100.0

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 「第14期連結会計年度（未監査）」については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準じて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。
- 上記サービスモデル別の売上高は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における売上原価は、52,183千円（前年同期比98.6%）となりました。これは主に、「TeamUp」の開発及び運営費用が増加した一方で、「Goodfind」や「FastGrow」において実施するイベントを、オフラインからオンラインに変更したことにより会場費等が減少したことによるものであります。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,215,984千円（前年同期比98.6%）となりました。これは主に、人員増加に伴い人件費が増加したこと、及び、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項 会計上の見積りの変更」に記載のとおり、東京本社オフィスの定期建物賃貸借契約を期間満了により合意解約し、同貸主との間で新たな定期建物賃貸借契約を締結したことに伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更したことにより減価償却費が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気の先行き不透明な状況に対して、地代家賃や広告宣伝費、業務委託費等の固定費を見直すことにより削減したこと、及び、商談のオンライン化やリモートワークを中心とした働き方への変更により旅費交通費を削減したことによるものであります。

この結果、営業利益は42,854千円（前年同期比24.8%）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、主にチームアップ株式会社（当社子会社）における消費税等免除益の減少により605千円（前年同期比21.2%）となりました。営業外費用は、主に、前期に実施した第三者割当増資に伴う株式交付費の減少及び借入金の返済に伴う支払利息の減少により、879千円（前年同期比36.6%）となりました。

この結果、経常利益は42,580千円（前年同期比24.6%）となりました。

（特別損益、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度において特別損益の発生はありませんでした。税金等調整前当期純利益の減少に伴う課税所得の減少により法人税、住民税及び事業税が減少したこと、及び繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う法人税等調整額の計上により、法人税等合計は△7,047千円（前連結会計年度は27,733千円）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は49,627千円（前年同期比34.2%）となりました。

第17期第2四半期連結累計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

（売上高）

当第2四半期連結累計期間の売上高は、779,383千円となりました。これは主に、当社グループの主力サービスである「Goodfind」において、2021年3月卒業学生に係る成功報酬の計上、2022年及び2023年卒業予定学生向けのサービス販売が堅調に推移したことによるものであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、事業部門別の販売実績については、「（1）経営成績等の状況の概要 ④生産、受注及び販売の実績 c. 販売実績」に記載しております。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

当第2四半期連結累計期間の売上原価は25,045千円となり、これは主に、「TeamUp」の開発及び運営に係るエンジニア・デザイナー人員の件費により構成されております。販売費及び一般管理費は488,013千円となり、これは主に、件費及び業務委託費により構成されております。

この結果、営業利益は266,325千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は33,763千円となり、これは主に、投資有価証券売却益32,645千円の計上によるものであります。営業外費用は286千円となり、これは主に支払利息の計上によるものであります。

この結果、経常利益は299,802千円となりました。

（特別損益、法人税等合計、親会社株主に帰属する四半期純利益）

当第2四半期連結累計期間において特別損益の発生はありませんでした。税金等調整前四半期純利益の計上に伴う課税所得の発生により法人税等合計73,039千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は226,763千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況の分析及び検討内容

キャッシュ・フローの状況の分析については、「（1）経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第16期連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済情勢を鑑みて新規投資は行わず、事業拠点の統廃合によるオフィス解約に伴う差入保証金の返還が発生したことにより、投資収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローについては、新規投資計画はなく、またコロナ禍においても財政状態の著しい悪化は見込まれず、必要資金は自己資金で賄うことが可能であったことから資金の調達を行わず、借入金の返済及び自己株式の取得を行ったことにより、財務支出となりました。

第17期第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済情勢を鑑みて積極的な新規投資は行わず、主に、東京本社オフィスの縮減に伴う差入保証金の返還が発生したこと及び投資先の買収に伴い投資有価証券の売却収入が発生したことにより、投資収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローについては、コロナ禍においても財政状態の著しい悪化は見込まれず、必要資金は自己資金で賄うことが可能であったことから資金の調達を行わず、借入金の返済及び自己株式の取得を行ったことにより、財務支出となりました。

④資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要として主なものは、人件費、人材獲得のための採用費、業務委託費、新規顧客企業獲得や求職者獲得のための広告宣伝費であります。これらの必要資金については、営業活動により獲得した自己資金を充当することを基本方針としながら、今後の資金需要や金利動向等を勘案し、必要に応じて金融機関からの借入やエクイティファイナンス等による資金調達を検討する予定であります。なお、これらの資金調達方法の優先順位は、資金需要や資金使途等に合わせて最適な方法を検討・選択する予定であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は825,400千円であり、本書提出日現在における資金需要に対して必要な資金は確保されております。なお、当社は取引銀行1行と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越極度額及び借入未実行残高は100,000千円あります。金融・資本市場の流動性が低下した状況下においては、当該当座貸越極度額を使用することによって流動性を確保いたします。

⑤経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、目標とする経営指標として営業利益及び売上高営業利益率を掲げております。営業利益及び売上高営業利益率を重視することで、企業の成長性及び効率性を高め、持続的な成長を目指しております。

なお、当連結会計年度における営業利益は42,854千円、売上高営業利益率は3.3%であります。

⑥経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当連結会計年度における重要な設備投資、設備の除却及び売却等はありません。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第2四半期連結累計期間（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）

当第2四半期連結累計期間における重要な設備投資、設備の除却及び売却等はありません。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2021年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	事務所設備	6,365	1,279	7,645	89 (65)
京都支社 (京都府京都市中京区)	事務所設備	—	—	—	5 (22)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 建物は賃借中のものに対する内部造作であります。
3. 事業所は全て賃借しており、年間賃借料は83,088千円であります。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の年間平均人員数を外書しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,203,075	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,203,075	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2015年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 11 (注) 4
新株予約権の数(個) ※	125 [110] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 62,500 [55,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	98 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年10月1日 至 2025年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 98 資本組入額 49
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員4名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年5月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）4
新株予約権の数（個） ※	99（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 49,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	223（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年5月20日 至 2027年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 223 資本組入額 111.5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式500株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員7名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1 当社子会社取締役 2（注）4
新株予約権の数（個） ※	20 [12]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000 [6,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	223（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年9月22日 至 2027年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 223 資本組入額 111.5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式500株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 付与対象者の役員の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員1名、当社子会社取締役1名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 2 当社従業員 4 当社子会社取締役 2（注）4
新株予約権の数（個） ※	1,900 [1,700]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 9,500 [8,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	660（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年3月1日 至 2028年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 付与対象者の退職による権利の喪失及び役員への退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役2名、当社従業員3名、当社子会社取締役1名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年5月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の数（個） ※	300（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	660（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年2月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の数（個） ※	4,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 22,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,160（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,160 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式5株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 11 当社子会社取締役 1（注）4
新株予約権の数（個） ※	52,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 52,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,160（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,160 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年9月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式1株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式による付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員10名、当社子会社取締役1名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2018年2月28日 (注) 1	392,238	396,200	—	98,298	—	86,338
2019年4月12日 (注) 2	32,345	428,545	93,800	192,099	93,800	180,139
2019年7月5日 (注) 3	12,070	440,615	35,003	227,102	35,003	215,142
2019年8月1日 (注) 4	1,762,460	2,203,075	—	227,102	—	215,142

(注) 1. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

2. 有償第三者割当 32,345株

発行価格 5,800円

資本組入額 2,900円

割当先 XTech 1号投資事業有限責任組合、株式会社ドリームインキュベータ、一般社団法人RCF

3. 有償第三者割当 12,070株

発行価格 5,800円

資本組入額 2,900円

割当先 三菱地所株式会社、gooddaysホールディングス株式会社

4. 株式分割 (1 : 5) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	7	1	—	13	21	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,545	5,390	—	13,093	22,028	275
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	16.09	24.47	—	59.44	100	—

(注) 自己株式85,550株は、「個人その他」に855単元及び「単元未満株式の状況」に50株を含めて記載しておりま
す。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 85,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,117,300	21,173	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 275	—	—
発行済株式総数	2,203,075	—	—
総株主の議決権	—	21,173	—

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
スローガン株式会社	東京都港区南青山 二丁目11番17号	85,500	—	85,500	3.88
計	—	85,500	—	85,500	3.88

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2020年7月24日) での決議状況 (取得期間2020年7月24日～2020年8月1日)	15,000	17,400,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	15,000	17,400,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2021年5月26日) での決議状況 (取得期間2021年5月26日～2021年5月31日)	20,550	23,838,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	20,550	23,838,000
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	65,000	—	85,550	—

3 【配当政策】

当社は、株主への利益配分については経営の最重要課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、当社は現在成長過程にあると考えており、将来的に安定した配当を継続して実現していくためにも、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための内部留保資金を充実させることが必要と考え、配当を実施しておりません。内部留保につきましては、継続的な事業成長を支える優秀な人材の採用及び育成強化を図るための資金として、有効に活用していく方針としております。

なお、将来的に配当を実施する場合は、株主総会の決議により事業年度末日を基準日として年1回実施することを基本方針としておりますが、取締役会の決議によって8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

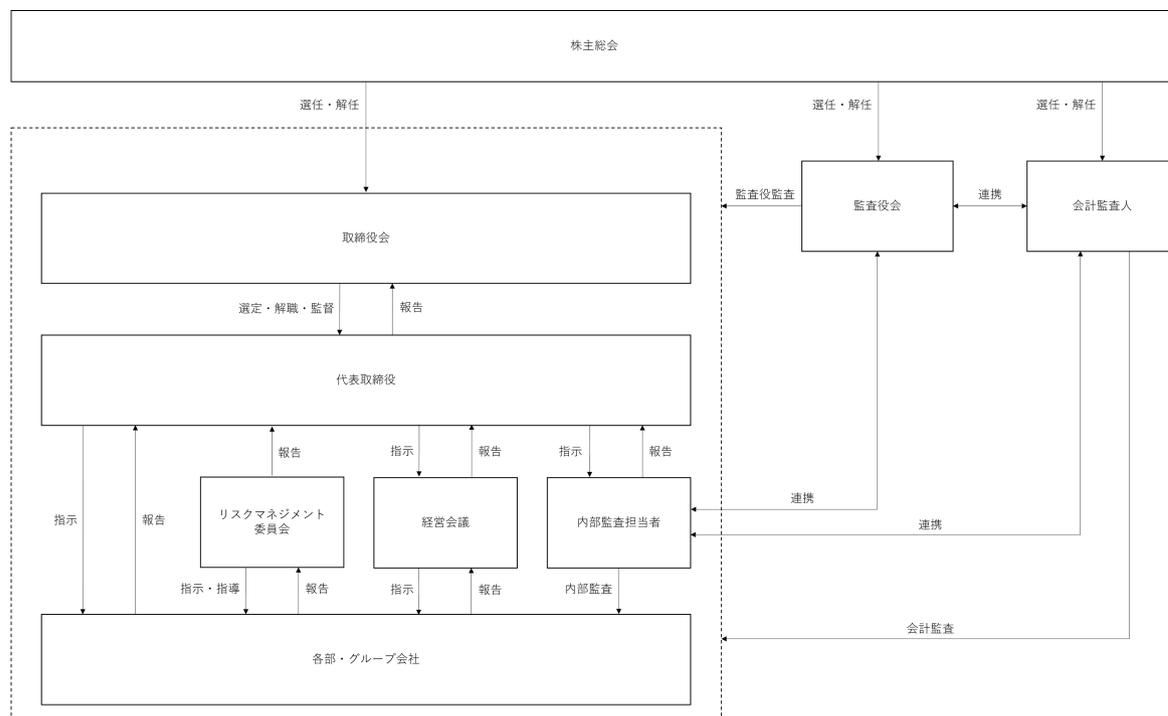
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションに基づく企業活動を通じて、常に革新し続ける社会づくりに貢献することを目指しております。株主をはじめ、ユーザー、取引先、従業員、地域社会、政府、地方自治体、大学等のすべてのステークホルダーの利益を最大化し、社会的信頼を得るために、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社の体制を採用し、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。取締役会の迅速な意思決定による経営戦略の推進を確保しつつ、独立性の高い社外取締役を含む取締役会によるモニタリング及び独立した立場から監査役が行う監査の二重の監視体制を採用することが、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断し、監査役会設置会社の体制を採用しております。

本書提出日現在における当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりとなります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長として、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、法令又は定款で定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関する報告を受けることで職務執行の監督を行っております。取締役の職務執行の監査機能を果たすため、取締役会には監査役が出席しております。また、取締役会は月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長 伊藤豊

構成員：取締役執行役員C00 仁平理斗、取締役執行役員CFO 北川裕憲

社外取締役 水永政志、社外取締役 諸藤周平、社外取締役 杉之原明子

出席者：常勤監査役 林田真由子、社外監査役 江原準一、社外監査役 中川紘平

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定のほか、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議又は決議を行うとともに、取締役会への出席のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会等への出席を通じて取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、代表取締役社長との経営課題及び監査上の重要課題に関する意見交換、会計監査人及び内部監査担当者との監査に関する意見交換や情報共有等を定期的な会合を開催して行い、深度ある監査の実施に努めております。また、監査役会は月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：常勤監査役 林田真由子

構成員：社外監査役 江原準一、社外監査役 中川紘平

c. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

d. 経営会議

当社では、取締役会への付議事項及び報告事項を協議するとともに、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営及び業務執行に関する重要事項について審議を行うことを目的として、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役執行役員CFOを議長として、社内取締役3名で構成され、月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。また、取締役の職務執行の監査機能を果たすため、経営会議には常勤監査役が出席しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：取締役執行役員CFO 北川裕憲

構成員：代表取締役社長 伊藤豊、取締役執行役員C00 仁平理斗

出席者：常勤監査役 林田真由子

e. リスクマネジメント委員会

当社では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として、リスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、委員長を代表取締役社長として、社内取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査担当者及びその他委員長に指名された者で構成され、月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行っております。

本書提出日現在における委員長、議長、委員及び出席者の氏名は以下のとおりであります。

委員長：代表取締役社長 伊藤豊

議長：取締役執行役員CFO 北川裕憲

委員：取締役執行役員C00 仁平理斗、執行役員3名、部長3名、当社子会社代表取締役社長1名

出席者：常勤監査役 林田真由子、内部監査担当者1名

f. 内部監査担当者

当社では、内部監査室等の独立した内部監査組織を設置していませんが、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長が他の業務執行部門から独立した内部監査担当者2名（うち1名は内部監査責任者）をコーポレート部の中から任命し、当該内部監査担当者がコーポレート部を除く当社の全部署及び子会社の内部監査を実施しております。コーポレート部に対する内部監査については、代表取締役社長が任命するコーポレート部に所属しない者1名が実施することで、相互牽制機能が働く体制を採用しております。また、監査役及び会計監査人との監査に関する意見交換や情報共有等を定期的な会合を開催して行い、深度ある監査の実施に努めております。

③ 内部統制システム及びリスク管理体制に関する整備の状況

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定めております。

i. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

- ii. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、事業遂行に伴う様々なリスクを把握することに努め、リスク管理規程によりリスク管理に関する基本方針、組織体制、管理方法、緊急対策について定めることでリスク発生の防止と被害損失の最小化を図っております。
 - (b) リスク管理の全社的な推進、必要な情報の共有及びコンプライアンスの徹底を図るため、リスクマネジメント委員会を毎月1回開催し、リスクの識別及び対処を機動的に行える体制としております。
- iii. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しており、重要事項の決定及び取締役の職務執行に関する報告を行っております。
 - (b) 取締役の業務執行については、取締役会規程並びに稟議規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき個々の業務の所掌範囲を規定しております。
- iv. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会規程、職務権限規程及び職務権限表等の諸規程を整備し、取締役及び使用人の責任と権限を明確化するとともに、周知徹底を行っております。
 - (b) 内部監査規程に基づく内部監査により、法令、定款及び諸規程の遵守状況を確認し、内部監査担当者は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効果的かつ効率的な内部監査を実施します。
 - (c) コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人への継続的な教育を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
 - (d) 内部通報管理規程を制定し、問題の早期発見に努めております。
- v. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社グループは、互いに独立性を保ちつつ、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、当社グループのミッションとビジョンに従い、グループ会社間の業務の適正を図るものとしております。
 - (b) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。コーポレート部は、グループ会社の経営を管理し、グループ会社全体として連携を図ることとしております。
 - (c) グループ会社に関する法令違反その他重大なコンプライアンス違反等が生じた場合には、リスクマネジメント委員会を招集し、対策を講じることとしております。
- vi. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求める場合には、監査役監査基準に基づき、取締役又は取締役会に対して当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を整備するよう要請することができることとしております。
 - (b) 監査役が代表取締役と定期的に会合を行い、補助使用人の確保について意見交換を行う機会を設けております。
- vii. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人が重大な法令違反、定款違反及び業績に著しい損害を及ぼす可能性のある事実がある場合には、速やかに監査役に報告することとしております。
 - (b) 監査役が代表取締役と定期的に会合を行い、監査役への報告体制の整備状況について意見交換を行う機会を設けております。
 - (c) 内部通報制度等による監査役への報告体制及び当該報告をしたことを理由として不利な扱いをすることを禁止しております。
- viii. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が、職務の執行について必要と認める費用について監査役が請求を行った場合には監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き費用の支払いを行うものとしております。
- ix. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から業務遂行の監査に必要と思われる関係資料提出及び説明を求められた場合には、速やかに対応することとしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役、監査役及び会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役、監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 取締役の定数

当社取締役の定数は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	伊藤 豊	1977年11月3日生	2000年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2005年10月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年10月 スローガンアドバイザリー株式会社 取締役 2016年10月 チームアップ株式会社 取締役 (現任)	(注) 3	802,000
取締役 執行役員COO	仁平 理斗	1986年4月18日生	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役 執行役員COO (現任)	(注) 3	18,369
取締役 執行役員CFO	北川 裕憲	1986年12月11日生	2011年12月 新創監査法人入所 2015年7月 当社入社 2015年8月 公認会計士登録 2015年10月 当社執行役員 2016年10月 スローガンアドバイザリー株式会社 取締役 2017年10月 当社取締役 執行役員CFO (現任) 2018年5月 チームアップ株式会社 取締役 (現任)	(注) 3	30,500
取締役	水永 政志	1964年10月6日生	1989年4月 三井物産株式会社入社 1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校 経営大学院修士課程修了 (MBA) 1995年4月 株式会社ボストンコンサルティンググルー プ入社 1996年7月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴー ルドマン・サックス証券株式会社) 入社 1998年7月 株式会社オフィス扇 (現 スター・マイカ・ ホールディングス株式会社) 代表取締役社 長 (現任) 2000年3月 株式会社ピーアイテクノロジー (現 いちご 株式会社) 設立 代表取締役 2002年2月 スター・マイカ株式会社代表取締役社長 2014年12月 スター・マイカ株式会社代表取締役会長 2015年5月 当社取締役 (現任) 2016年5月 スター・マイカ株式会社代表取締役会長兼 社長 2016年6月 アズワン株式会社社外取締役 2017年2月 スター・マイカ株式会社代表取締役社長 (現任) 2018年2月 株式会社bookee (現 株式会社 ABCashTechnologies) 社外取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役	諸藤 周平	1977年12月14日生	2000年4月 株式会社キーエンス入社 2001年9月 株式会社ゴールドクレスト入社 2003年4月 株式会社エス・エム・エス設立 代表取締役 社長 2014年9月 Reapra Pte. Ltd. 設立 Director (現任) 2015年8月 当社取締役 (現任) 2018年4月 株式会社REAPRA代表取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役	杉之原 明子	1986年11月20日生	2010年4月 株式会社ガイアックス入社 2014年10月 アディッシュ株式会社取締役管理本部長 2020年3月 アディッシュ株式会社取締役組織戦略管掌 2021年1月 アディッシュ株式会社取締役 (現任) 2021年4月 特定非営利活動法人みんなのコードCOO (現 任) 2021年5月 当社取締役 (現任)	(注) 3	-
常勤監査役	林田 真由子	1978年5月28日生	2001年4月 旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社 2015年10月 当社入社 2018年5月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	-
監査役	江原 準一	1965年6月1日生	1985年4月 株式会社あさくま入社 1991年3月 谷古宇公認会計士事務所入所 1994年9月 株式会社永井興商入社 1997年3月 株式会社カブキ印刷入社 2006年2月 株式会社サンフィニティー入社 2008年9月 株式会社リブセンス入社 2010年5月 株式会社リブセンス常勤監査役 (現任) 2013年9月 株式会社クラウドワークス監査役 (現任) 2018年3月 当社監査役 (現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中川 紘平	1977年10月2日生	2001年4月 最高裁判所司法研修所入所 2002年10月 第一東京弁護士会登録 2002年10月 TMI総合法律事務所入所 2013年1月 TMI総合法律事務所パートナー 2014年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年4月 東京大学法科大学院客員准教授 2017年2月 NEXAGE法律事務所開設 2017年6月 プロパティエージェンツ株式会社監査役 (現任) 2018年3月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計					850,869

- (注) 1. 取締役 水永政志、諸藤周平、杉之原明子は、社外取締役であります。
2. 監査役 江原準一、中川紘平は、社外監査役であります。
3. 2021年8月2日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年8月2日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長伊藤豊の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるKMFPG株式会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員は、次の5名であります。

役職名	氏名	担当
執行役員COO	仁平 理斗	COO室
執行役員CFO	北川 裕憲	コーポレート部
執行役員	金子 歩美	人事部
執行役員	西川 雄介	FastGrow事業部
執行役員	渡邊 恒介	デザイン&テクノロジー部

②社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準等を参考に、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に選任しております。

社外取締役の水永政志は、会社経営に長年携わる中で培った会社経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、会社経営全般に関する取締役の職務執行の監督を行っております。水永政志は当社の取引先であるスター・マイカ株式会社の代表取締役社長であります。取引条件及び取引規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。また、当社新株予約権35個（17,500株）を所有しておりますが、これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の諸藤周平は、会社経営に長年携わる中で培った会社経営に関する豊富な知識と経験を有しており、人材ビジネスに関する相当程度の知見も有していることから、会社経営全般に関する取締役の職務執行の監督を行っております。なお、諸藤周平は当社新株予約権35個（17,500株）を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の杉之原明子は、ベンチャー企業における豊富な事業経験とマネジメント経験を有しており、ジェンダーギャップの解消に向けた活動にも取り組む経緯から、当社経営におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進の観点を含め、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の江原準一は、財務、会計及び経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また他社における常勤監査役及び社外監査役の経験も豊富なことから、財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を活かして監査を行っております。江原準一は当社の取引先である株式会社リブセンスの常勤監査役であります。取引条件及び取引規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。また、当社新株予約権100個（500株）を所有しておりますが、これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中川紘平は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験や法律に関する高い見識を有していることから、弁護士としての専門的見地から監査を行っております。なお、中川紘平は当社新株予約権100個（500株）を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査の報告及び内部統制部門によるリスクマネジメント委員会の活動報告等を受けると共に、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が実施する監査実施報告に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会等を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役監査は、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。監査役会における主な検討事項は、監査役関連規程の整備及び監査計画の策定、会計監査人の選任及び報酬の評価、監査報告書の作成等に関する協議又は決議を行うほか、監査実施状況、株主総会及び取締役会議案の確認等を実施して監査役相互の情報共有を行っております。なお、監査役3名は取締役会にも出席しており、当事業年度に開催した取締役会及び監査役会への出席率は以下のとおりであります。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

氏名	取締役会出席率	監査役会出席率
常勤監査役 林田 真由子	100% (12/12回)	100% (12/12回)
社外監査役 江原 準一	100% (12/12回)	100% (12/12回)
社外監査役 中川 紘平	100% (12/12回)	100% (12/12回)

各監査役は、それぞれの専門的見地を持ち、効果的かつ効率的な監査を行っております。常勤監査役の林田真由子は、2015年10月に当社に入社し、2018年5月に当社常勤監査役に就任するまでの約3年間において当社事業運営に携わった経験を活かし、当社への理解を基礎とした実効性の高い監査を行っております。常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び取締役会以外の重要な会議体への出席、代表取締役社長との定期的な面談、役職員との個別面談、重要書類の閲覧、内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視等を通じて社内の情報収集及び検証に努めております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の社外監査役と適宜共有することで、監査役会としての監査機能の充実を図っております。社外監査役の江原準一は、財務、会計及び経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また他社における常勤監査役及び社外監査役の経験も豊富なことから、財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を活かして監査を行っております。社外監査役の中川紘平は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験や法律に関する高い見識を有していることから、弁護士としての専門的見地から監査を行っております。

また、より効果的かつ効率的な監査を実施するため、内部監査担当者との定期的なコミュニケーションによる情報交換、会計監査人との間で意見交換を行うなどの連携を図り、監査の実効性を確保できる体制としております。

② 内部監査の状況

当社では、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、当社グループの組織、制度及び業務が経営方針、法令、定款及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを内部監査にて検証、評価し、監査対象となった各部署、関係会社及び内部統制部門に対する助言・指導を行っております。当社は、内部監査室等の独立した内部監査組織を設置しておりませんが、代表取締役社長が他の業務執行部門から独立した内部監査担当者2名（うち1名は内部監査責任者）を内部統制部門であるコーポレート部の中から任命し、当該内部監査担当者がコーポレート部を除く当社の全部署及び子会社の内部監査を実施しております。コーポレート部に対する内部監査については、代表取締役社長が任命するコーポレート部に所属しない者1名が実施することで、相互牽制機能が働く体制を採用しております。また、監査役及び会計監査人との監査に関する意見交換や情報共有等を定期的な会合を開催して行い、深度ある監査の実施に努めております。また、内部統制部門は、当該助言・指導の内容を検討し、各部門及び関係会社と連携して必要な対応を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年

c. 業務を執行した公認会計士

石丸 整行

三木 拓人

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名
その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、効果的かつ効率的な監査が行われることが重要であると考え、監査品質の維持・向上に資する品質管理体制や専門性、独立性、当社事業分野への理解度等を総合的に勘案し、選定する方針としております。会計監査人の候補の選任に際しては、この基本的な考え方をもとに、監査役会の決議を経て株主総会に付議することとしております。EY新日本有限責任監査法人は、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有しており、監査が効率的に行えること、品質管理体制、独立性、専門性及び監査活動の実施体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、期中及び期末に監査の状況について会計監査人から報告を受けるとともに、情報交換を行っております。監査に監査の実効性、品質管理、監査体制、独立性、監査報酬等につき会計監査人の評価及び選定基準に従って評価した結果、会計監査人は求められる独立性と専門性・適切性を有しており、その監査活動は妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	20,000	—	22,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20,000	—	22,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査計画、当社の事業規模や業界特性等を勘案して、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適正性等を検討した結果、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が適当な水準と認められることから、会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は定めておりませんが、各取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の責任、職務分掌及び職務執行の状況等を勘案して、取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

役員の報酬等の総額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会決議により、取締役は年額300百万円以内（決議時点における取締役の員数は4名）、監査役は年額100百万円以内（決議時点における監査役の員数は3名）となっております。

当連結会計年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年5月29日開催の取締役会決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	29,700	29,700	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	5,700	5,700	—	—	1
社外役員	3,300	3,300	—	—	4

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	3	2,124	3	2,124
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—	— (注)
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前連結会計年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）及び当連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）及び当事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、専門書籍の購入や定期購読、社内勉強会や監査法人等が主催する研修への参加により専門情報を積極的に収集することに努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870,481	825,400
売掛金	197,708	228,936
貯蔵品	513	619
前払費用	34,995	18,815
その他	5,145	43,192
流動資産合計	1,108,844	1,116,965
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	32,016	6,365
工具、器具及び備品（純額）	4,274	1,279
有形固定資産合計	※1 36,290	※1 7,645
無形固定資産		
ソフトウェア	3,027	2,152
無形固定資産合計	3,027	2,152
投資その他の資産		
投資有価証券	13,691	13,675
差入保証金	37,792	—
長期前払費用	464	—
繰延税金資産	13,395	31,804
投資その他の資産合計	65,344	45,480
固定資産合計	104,661	55,278
資産合計	1,213,506	1,172,244

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	34,340	26,412
未払金	68,589	48,748
未払費用	14,853	15,422
未払法人税等	36,658	10,503
未払消費税等	38,732	23,779
前受金	493,852	519,679
その他	13,494	14,225
流動負債合計	700,522	658,770
固定負債		
長期借入金	47,380	21,698
資産除去債務	6,055	—
固定負債合計	53,435	21,698
負債合計	753,958	680,468
純資産の部		
株主資本		
資本金	227,102	227,102
資本剰余金	229,132	229,132
利益剰余金	14,454	64,081
自己株式	△11,140	△28,540
株主資本合計	459,548	491,775
純資産合計	459,548	491,775
負債純資産合計	1,213,506	1,172,244

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2021年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,196,717
売掛金	168,579
貯蔵品	435
前払費用	18,140
その他	1,662
流動資産合計	1,385,535
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品(純額)	1,045
有形固定資産合計	1,045
無形固定資産	
ソフトウェア	3,421
無形固定資産合計	3,421
投資その他の資産	
投資有価証券	13,849
差入保証金	4,470
繰延税金資産	31,804
投資その他の資産合計	50,124
固定資産合計	54,591
資産合計	1,440,127
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	21,302
未払金	30,628
未払費用	7,183
未払法人税等	80,426
未払消費税等	37,040
前受金	551,478
その他	5,664
流動負債合計	733,723
固定負債	
長期借入金	11,702
固定負債合計	11,702
負債合計	745,425
純資産の部	
株主資本	
資本金	227,102
資本剰余金	229,132
利益剰余金	290,844
自己株式	△52,378
株主資本合計	694,701
純資産合計	694,701
負債純資産合計	1,440,127

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	1,458,440	1,311,021
売上原価	52,919	52,183
売上総利益	1,405,520	1,258,838
販売費及び一般管理費	※ 1,233,065	※ 1,215,984
営業利益	172,455	42,854
営業外収益		
有限責任事業組合運用益	412	—
消費税等免除益	1,901	—
その他	547	605
営業外収益合計	2,861	605
営業外費用		
支払利息	1,400	860
株式交付費	656	—
その他	343	19
営業外費用合計	2,400	879
経常利益	172,916	42,580
税金等調整前当期純利益	172,916	42,580
法人税、住民税及び事業税	26,814	11,362
法人税等調整額	919	△18,409
法人税等合計	27,733	△7,047
当期純利益	145,183	49,627
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	145,183	49,627

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期純利益	145,183	49,627
包括利益	145,183	49,627
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	145,183	49,627
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
売上高	779,383
売上原価	25,045
売上総利益	754,338
販売費及び一般管理費	※ 488,013
営業利益	266,325
営業外収益	
投資有価証券売却益	32,645
有限責任事業組合運用益	175
その他	943
営業外収益合計	33,763
営業外費用	
支払利息	264
その他	21
営業外費用合計	286
経常利益	299,802
税金等調整前四半期純利益	299,802
法人税等	73,039
四半期純利益	226,763
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	226,763

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
四半期純利益	226,763
四半期包括利益	226,763
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	226,763
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	98,298	100,329	△130,728	△11,140	56,758	56,758
当期変動額						
新株の発行	128,803	128,803			257,607	257,607
親会社株主に帰属する当期純利益			145,183		145,183	145,183
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	128,803	128,803	145,183	—	402,790	402,790
当期末残高	227,102	229,132	14,454	△11,140	459,548	459,548

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	227,102	229,132	14,454	△11,140	459,548	459,548
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			49,627		49,627	49,627
自己株式の取得				△17,400	△17,400	△17,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	49,627	△17,400	32,227	32,227
当期末残高	227,102	229,132	64,081	△28,540	491,775	491,775

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	172,916	42,580
減価償却費	14,030	29,534
受取利息	△9	△8
支払利息	1,400	860
売上債権の増減額 (△は増加)	△31,419	△31,227
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△6,479	—
前払費用の増減額 (△は増加)	△8,761	16,157
未払金の増減額 (△は減少)	20,157	△19,841
未払費用の増減額 (△は減少)	8,548	569
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,283	△14,953
前受金の増減額 (△は減少)	△207,329	25,826
その他	14,774	5,193
小計	△27,455	54,691
利息の受取額	9	8
利息の支払額	△1,382	△838
法人税等の支払額	△1,409	△49,676
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,238	4,185
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△30,109	—
無形固定資産の取得による支出	△995	—
その他	△1,327	1,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,432	1,743
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△68,722	△33,610
社債の償還による支出	△4,800	—
株式の発行による収入	257,607	—
自己株式の取得による支出	—	△17,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,085	△51,010
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	121,414	△45,081
現金及び現金同等物の期首残高	749,067	870,481
現金及び現金同等物の期末残高	※ 870,481	※ 825,400

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 2021年3月1日
 至 2021年8月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	299,802
減価償却費	7,209
受取利息	△4
支払利息	264
投資有価証券売却損益 (△は益)	△32,645
売上債権の増減額 (△は増加)	60,357
前払費用の増減額 (△は増加)	662
未払金の増減額 (△は減少)	△18,119
未払費用の増減額 (△は減少)	△8,239
未払消費税等の増減額 (△は減少)	13,261
前受金の増減額 (△は減少)	31,799
その他	△1,326
小計	353,021
利息の受取額	4
利息の支払額	△251
法人税等の支払額	△2,987
営業活動によるキャッシュ・フロー	349,787
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△1,878
投資有価証券の売却による収入	32,645
差入保証金の差入による支出	△4,470
差入保証金の返還による収入	34,176
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,473
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△15,106
自己株式の取得による支出	△23,838
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,944
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	371,316
現金及び現金同等物の期首残高	825,400
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,196,717

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

スローガンアドバイザリー株式会社

チームアップ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備並びに2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3年～50年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

スローガンアドバイザリー株式会社

チームアップ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備並びに2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 1年

工具、器具及び備品 1年～12年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(耐用年数の変更)

当社は、東京本社オフィスのレイアウト変更に伴い除却となる資産について、耐用年数を短縮し、除却完了日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が9,728千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において、本社オフィスの定期建物賃貸借契約を期間満了により合意解約し、同貸主との間で新たな定期建物賃貸借契約を締結したことに伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が22,804千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

2022年2月期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、経済活動の停止や顧客企業の業績悪化、景気後退、採用活動の停止・縮小等により、当社グループの業績に影響が及ぶことが想定されます。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価や固定資産の減損の兆候の判定等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が少なくとも2021年においては続くものとの一定の仮定のもとで、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に想定外の影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	15,495千円	42,030千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
当座貸越極度額	50,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	100,000

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
広告宣伝費	69,528千円	40,119千円
給料及び手当	563,734	617,170
法定福利費	81,789	92,865
業務委託費	182,795	171,907
地代家賃	95,712	83,088

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1、2	396,200	1,806,875	—	2,203,075
合計	396,200	1,806,875	—	2,203,075
自己株式				
普通株式(注) 1、3	10,000	40,000	—	50,000
合計	10,000	40,000	—	50,000

(注) 1. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加は、有償第三者割当に係る新株の発行による増加44,415株及び株式分割による増加1,762,460株であります。

3. 普通株式の自己株式数の増加40,000株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,203,075	—	—	2,203,075
合計	2,203,075	—	—	2,203,075
自己株式				
普通株式(注)	50,000	15,000	—	65,000
合計	50,000	15,000	—	65,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15,000株は、2020年7月13日開催の取締役会及び2020年7月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2020年7月31日付で自己株式を取得したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金勘定	870,481千円	825,400千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	870,481	825,400

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2020年2月29日)
1年内	78,738
1年超	—
合計	78,738

当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2021年2月28日)
1年内	1,966
1年超	—
合計	1,966

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要となる資金については、営業活動により獲得した自己資金を充当することを基本方針としながら、資金需要や金利動向等を勘案し、必要に応じて金融機関からの借入やエクイティファイナンス等による資金調達を検討する方針であります。なお、これらの資金調達方法の優先順位は、資金需要や資金使途等に合わせて最適な方法を検討・選択いたします。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式及び有限責任事業組合への出資等であり、発行体(投資先企業)の事業リスク、財政状態の悪化等によるリスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、借入金の返済日は最長で決算日後4年であります。借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程及び与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に発行体(投資先企業)の財務状況等を把握し、市況や発行体(投資先企業)との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業計画に基づきコーポレート部が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	870,481	870,481	—
(2) 売掛金	197,708	197,708	—
(3) 差入保証金	37,792	35,015	△2,776
資産計	1,105,982	1,103,206	△2,776
(1) 未払金	68,589	68,589	—
(2) 未払法人税等	36,658	36,658	—
(3) 未払消費税等	38,732	38,732	—
(4) 長期借入金 (※)	81,720	81,796	76
負債計	225,701	225,778	76

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非上場株式	2,124
有限責任事業組合への出資金等	11,567

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	870,481	—	—	—
売掛金	197,708	—	—	—
合計	1,068,190	—	—	—

(注) 差入保証金につきましては、返還期日が確定していないため記載しておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,340	25,682	19,992	1,706	—	—
合計	34,340	25,682	19,992	1,706	—	—

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要となる資金については、営業活動により獲得した自己資金を充当することを基本方針としながら、資金需要や金利動向等を勘案し、必要に応じて金融機関からの借入やエクイティファイナンス等による資金調達を検討する方針であります。なお、これらの資金調達方法の優先順位は、資金需要や資金使途等に合わせて最適な方法を検討・選択いたします。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式及び有限責任事業組合への出資等であり、発行体（投資先企業）の事業リスク、財政状態の悪化によるリスクに晒されております。

未収入金は、主に事務所の賃貸借契約解約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、借入金の返済日は最長で決算日後3年であります。借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程及び与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、市況や発行体（投資先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業計画に基づきコーポレート部が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	825,400	825,400	—
(2) 売掛金	228,936	228,936	—
(3) 未収入金 (※1)	34,176	34,176	—
資産計	1,088,514	1,088,514	—
(1) 未払金	48,748	48,748	—
(2) 未払法人税等	10,503	10,503	—
(3) 未払消費税等	23,779	23,779	—
(4) 長期借入金 (※2)	48,110	48,042	△67
負債計	131,141	131,073	△67

(※1) 連結貸借対照表上は、流動資産のその他に含めて表示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021年2月28日)
非上場株式	2,124
有限責任事業組合への出資金等	11,551

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	825,400	—	—	—
売掛金	228,936	—	—	—
未収入金	34,176	—	—	—
合計	1,088,514	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,412	19,992	1,706	—	—	—
合計	26,412	19,992	1,706	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(2020年2月29日)

1. その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,124千円)及び有限責任事業組合出資(連結貸借対照表計上額11,567千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年2月28日)

1. その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,124千円)及び有限責任事業組合出資(連結貸借対照表計上額11,551千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年2月28日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 70,000株	普通株式 85,000株	普通株式 53,000株
付与日	2014年12月12日	2015年9月30日	2017年5月19日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年12月13日 至 2024年12月11日	自 2017年10月1日 至 2025年9月15日	自 2019年5月20日 至 2027年5月19日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 当社子会社取締役 2名	当社監査役 2名 当社従業員 4名 当社子会社取締役 2名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 10,000株	普通株式 17,000株	普通株式 1,500株
付与日	2017年10月1日	2018年2月28日	2018年5月22日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年9月22日 至 2027年9月21日	自 2020年3月1日 至 2028年2月14日	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 22,500株
付与日	2019年2月28日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年9月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締

役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	30,000	75,000	49,500
付与	—	—	—
失効	10,000	5,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	20,000	70,000	49,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	10,000	17,000	1,500
付与	—	—	—
失効	—	7,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	10,000	9,500	1,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

第7回新株予約権	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	22,500
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	22,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2015年9月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	98	98	223
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	223	660	660
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

第7回新株予約権	
権利行使価格 (円)	1,160
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2015年9月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、簿価純資産法又はディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を基礎として決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 70,000株	普通株式 85,000株	普通株式 53,000株
付与日	2014年12月12日	2015年9月30日	2017年5月19日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年12月13日 至 2024年12月11日	自 2017年10月1日 至 2025年9月15日	自 2019年5月20日 至 2027年5月19日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 当社子会社取締役 2名	当社監査役 2名 当社従業員 4名 当社子会社取締役 2名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 10,000株	普通株式 17,000株	普通株式 1,500株
付与日	2017年10月1日	2018年2月28日	2018年5月22日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年9月22日 至 2027年9月21日	自 2020年3月1日 至 2028年2月14日	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社従業員 11名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 22,500株	普通株式 52,500株
付与日	2019年2月28日	2021年2月28日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年9月3日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、2018年2月28日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2019年8月1日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た

場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	20,000	70,000	49,500
付与	—	—	—
失効	20,000	7,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	62,500	49,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	10,000	9,500	1,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	10,000	9,500	1,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	22,500	—
付与	—	52,500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	22,500	52,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2015年9月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	98	98	223
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	223	660	660
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,160	1,160
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2015年9月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年2月28日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2019年8月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、簿価純資産法又はディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を基礎として決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------------------------------|-----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2020年2月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)2	53,157千円
未払事業税	4,186
資産除去債務	1,854
投資有価証券評価損	6,957
その他	1,138
繰延税金資産小計	67,293
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△44,130
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,196
評価性引当額小計(注)1	△53,326
繰延税金資産合計	13,966
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△571
繰延税金負債合計	△571
繰延税金資産の純額	13,395

(注)1. 評価性引当額は22,698千円減少しております。この減少の主な内容は、将来の課税所得の見込みにより、税務上の繰越欠損金の評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	-	-	53,157	53,157
評価性引当額	-	-	-	-	-	△44,130	△44,130
繰延税金資産	-	-	-	-	-	9,027	9,027 (※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	△11.5
その他	△3.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.0

当連結会計年度（2021年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）2	48,065千円
未払事業税	1,421
投資有価証券評価損	6,957
減価償却超過額	7,403
その他	992
繰延税金資産小計	64,840
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△26,530
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,766
評価性引当額小計（注）1	△32,297
繰延税金資産合計	32,543
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△93
その他	△645
繰延税金負債合計	△739
繰延税金資産の純額	31,804

（注）1. 評価性引当額は21,029千円減少しております。この減少の主な内容は、将来の課税所得の見込みにより、税務上の繰越欠損金の評価性引当額が減少したことによるものであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	-	-	-	-	3,240	44,824	48,065
評価性引当額	-	-	-	-	△3,240	△23,289	△26,530
繰延税金資産	-	-	-	-	-	21,535	21,535 (※2)

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
住民税均等割	2.8
評価性引当額の増減	△49.0
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.6

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.309%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
期首残高	5,976千円
時の経過による調整額	78
期末残高	6,055

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.309%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
期首残高	6,055千円
時の経過による調整額	59
その他の増減額(△は減少)	△6,115
期末残高	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分を外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分を外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- (2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	伊藤 豊	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 32.5 間接 4.7 (注) 3	債務被保証	地代家賃支払に係る被保証債務	95,712	-	-

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社事務所の賃貸借契約に対して、債務保証を受けております。なお、取引金額には年間の賃借料の支払額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
3. 議決権等の被所有割合の間接所有は、当社代表取締役社長伊藤豊が議決権の過半数を所有しているKMFG株式会社の所有によるものであります。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- (2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	伊藤 豊	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 32.7 間接 4.8 (注) 3	債務被保証	地代家賃支払に係る被保証債務	82,889	-	-

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社事務所の賃貸借契約に対して、債務保証を受けております。なお、取引金額には年間の賃借料の支払額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
3. 議決権等の被所有割合の間接所有は、当社代表取締役社長伊藤豊が議決権の過半数を所有しているKMFG株式会社の所有によるものであります。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	213.44円
1株当たり当期純利益	68.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	145,183
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	145,183
普通株式の期中平均株式数(株)	2,113,740
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数6,963個) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり純資産額	230.01円
1株当たり当期純利益	23.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	49,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	49,627
普通株式の期中平均株式数(株)	2,144,322
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数59,444個) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるスローガンアドバイザー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①被結合企業の名称及び事業の内容

名 称 スローガンアドバイザー株式会社
事業内容 社会人向けキャリアサービス事業

②企業結合日

2021年3月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、スローガンアドバイザー株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業名称

スローガン株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

グループ運営体制の向上、及び管理の効率化を目的としたものです。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

(自己株式の取得)

当社は、2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式取得に関する決議の内容

①取得した株式の種類

当社普通株式

②取得した株式の総数

20,550株

③株式の取得価額の総額

23,838,000円

④取得期間

2021年5月26日～2021年5月31日

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

2021年3月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社であったスローガンアドバイザー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、スローガンアドバイザー株式会社は第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

2022年2月期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、経済活動の停止や顧客企業の業績悪化、景気後退、採用活動の停止・縮小等により、当社グループの業績に影響が及ぶことが想定されます。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価や固定資産の減損の兆候の判定等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が少なくとも2021年においては続くものと一定の仮定のもとで、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、第3四半期連結会計期間以降の当社グループの財政状態、経営成績に想定外の影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当第2四半期連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (2021年8月31日)	
当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
広告宣伝費	11,014千円
給料及び手当	288,876
法定福利費	44,024
業務委託費	49,694

(売上高の季節的変動)

当社グループの売上高は、主たるサービスである新卒採用支援サービスにおいて、新卒入社が集中する4月に人材紹介手数料に係る売上高が計上されるため、第1四半期連結会計期間における売上高は、他の四半期連結会計期間における売上高に比べて大きくなる季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金勘定	1,196,717千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,196,717

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年5月26日開催の定時株主総会決議に基づき、自己株式の取得を行っております。この結果、当第2四半期連結累計期間において、自己株式が23,838千円(20,550株)増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が52,378千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり四半期純利益	106円58銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	226,763
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	226,763
普通株式の期中平均株式数(株)	2,127,688
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	34,340	26,412	1.24	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	47,380	21,698	1.26	2022年～2023年
合計	81,720	48,110	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,992	1,706	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	822,447	776,579
売掛金	185,670	202,086
貯蔵品	513	619
前渡金	4,716	365
前払費用	33,830	18,473
立替金	37,225	37,252
その他	6	41,726
流動資産合計	1,084,410	1,077,105
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	32,016	6,365
工具、器具及び備品（純額）	4,274	1,279
有形固定資産合計	36,290	7,645
無形固定資産		
ソフトウェア	3,027	2,152
無形固定資産合計	3,027	2,152
投資その他の資産		
投資有価証券	13,691	13,675
関係会社株式	10,000	10,000
差入保証金	37,792	—
長期前払費用	464	—
繰延税金資産	12,504	31,243
投資その他の資産合計	74,452	54,918
固定資産合計	113,770	64,717
資産合計	1,198,181	1,141,822

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	34,340	26,412
未払金	60,453	45,678
未払費用	14,725	15,404
未払法人税等	36,414	5,073
未払消費税等	34,785	17,773
前受金	490,712	516,461
その他	13,186	13,977
流動負債合計	684,616	640,781
固定負債		
長期借入金	47,380	21,698
資産除去債務	6,055	—
固定負債合計	53,435	21,698
負債合計	738,052	662,479
純資産の部		
株主資本		
資本金	227,102	227,102
資本剰余金		
資本準備金	215,142	215,142
その他資本剰余金	13,990	13,990
資本剰余金合計	229,132	229,132
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,034	51,648
利益剰余金合計	15,034	51,648
自己株式	△11,140	△28,540
株主資本合計	460,128	479,342
純資産合計	460,128	479,342
負債純資産合計	1,198,181	1,141,822

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	1,275,170	1,123,375
売上原価	19,750	12,251
売上総利益	1,255,419	1,111,124
販売費及び一般管理費	※ 1,079,334	※ 1,086,910
営業利益	176,084	24,213
営業外収益		
有限責任事業組合運用益	412	—
その他	378	240
営業外収益合計	791	240
営業外費用		
支払利息	1,400	860
株式交付費	656	—
その他	343	19
営業外費用合計	2,400	879
経常利益	174,475	23,574
特別損失		
関係会社株式評価損	10,000	—
特別損失合計	10,000	—
税引前当期純利益	164,475	23,574
法人税、住民税及び事業税	26,255	5,699
法人税等調整額	1,712	△18,739
法人税等合計	27,967	△13,039
当期純利益	136,508	36,613

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 経費	1	19,750	100.0	12,251	100.0
売上原価		19,750	100.0	12,251	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
外注費	12,982	12,193
施設賃借料	6,066	57

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合 計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	98,298	86,338	13,990	100,329	△121,473	△121,473	△11,140	66,013	66,013
当期変動額									
新株の発行	128,803	128,803		128,803				257,607	257,607
当期純利益					136,508	136,508		136,508	136,508
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）									—
当期変動額合計	128,803	128,803	—	128,803	136,508	136,508	—	394,115	394,115
当期末残高	227,102	215,142	13,990	229,132	15,034	15,034	△11,140	460,128	460,128

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合 計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	227,102	215,142	13,990	229,132	15,034	15,034	△11,140	460,128	460,128
当期変動額									
当期純利益					36,613	36,613		36,613	36,613
自己株式の取得							△17,400	△17,400	△17,400
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）									—
当期変動額合計	—	—	—	—	36,613	36,613	△17,400	19,213	19,213
当期末残高	227,102	215,142	13,990	229,132	51,648	51,648	△28,540	479,342	479,342

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備並びに2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3年～50年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備並びに2017年11月9日以前に取得した工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	1年
工具、器具及び備品	1年～12年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社は、東京本社オフィスのレイアウト変更に伴い除却となる資産について、耐用年数を短縮し、除却完了日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が9,728千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当事業年度において、本社オフィスの定期建物賃貸借契約を期間満了により合意解約し、同貸主との間で新たな定期建物賃貸借契約を締結したことに伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が22,804千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(追加情報)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

2022年2月期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、経済活動の停止や顧客企業の業績悪化、景気後退、採用活動の停止・縮小等により、当社の業績に影響が及ぶことが想定されます。

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価や固定資産の減損の兆候の判定等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が少なくとも2021年においては続くものとの一定の仮定のもとで、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に想定外の影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
当座貸越極度額	50,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	100,000

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
広告宣伝費	42,681千円	22,598千円
給料及び手当	501,013	565,940
法定福利費	69,763	81,292
業務委託費	168,074	160,789
地代家賃	95,712	83,088
おおよその割合		
販売費	74.2%	73.2%
一般管理費	25.8	26.8

(有価証券関係)

前事業年度(2020年2月29日)

関係会社株式(貸借対照表計上額10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度において関係会社株式について減損処理を行っており、関係会社株式評価損10,000千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、回復可能性の立証が困難なものについて、実質価額までの減損を行っております。

当事業年度(2021年2月28日)

関係会社株式(貸借対照表計上額10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年2月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	40,865千円
未払事業税	4,186
資産除去債務	1,854
関係会社株式評価損	3,061
投資有価証券評価損	6,957
その他	975
繰延税金資産小計	57,900
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△32,626
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,198
評価性引当額小計	△44,825
繰延税金資産合計	13,075
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△571
繰延税金負債合計	△571
繰延税金資産の純額	12,504

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	△12.4
その他	△2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0

当事業年度（2021年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	36,242千円
未払事業税	1,421
関係会社株式評価損	3,061
投資有価証券評価損	6,957
減価償却超過額	7,403
その他	431
繰延税金資産小計	55,517
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△14,706
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,828
評価性引当額小計	△23,535
繰延税金資産合計	31,982
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△93
その他	△645
繰延税金負債合計	△739
繰延税金資産の純額	31,243

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	4.5
評価性引当額の増減	△90.3
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△55.3

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるスローガンアドバイザー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①被結合企業の名称及び事業の内容

名 称	スローガンアドバイザー株式会社
事業内容	社会人向けキャリアサービス事業

②企業結合日

2021年3月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、スローガンアドバイザー株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業名称

スローガン株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

グループ運営体制の向上、及び管理の効率化を目的としたものです。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

(自己株式の取得)

当社は、2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式取得に関する決議の内容

①取得した株式の種類

当社普通株式

②取得した株式の総数

20,550株

③株式の取得価額の総額

23,838,000円

④取得期間

2021年5月26日～2021年5月31日

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有 価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社Evrika	50,000	2,124
		その他(2銘柄)	127	0
		小計	50,127	2,124
計			50,127	2,124

【その他】

投資有価証券	その他有 価証券	種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
		スローガン・コアント有限責任事業組合 出資金	—	11,541
		その他(1銘柄)	—	10
		計	—	11,551

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	45,842	—	1,481	44,361	37,995	25,650	6,365
工具、器具及び備品	5,943	—	628	5,315	4,035	2,949	1,279
有形固定資産計	51,785	—	2,109	49,676	42,030	28,600	7,645
無形固定資産							
ソフトウェア	4,473	—	—	4,473	2,320	874	2,152
無形固定資産計	4,473	—	—	4,473	2,320	874	2,152

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所（注）1	東京証券代行株式会社 各取次所
買取手数料（注）2	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.slogan.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 3月26日	スローガン社員持株会 理事長 秋間 葉子	東京都港区 南青山二丁目11番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	仁平 理斗	東京都中央区	特別利害関係者等(当社取締役)	3,369	—	取締役就任に伴う持株会からの退会による持分の引出
2021年 5月31日	スローガン社員持株会 理事長 秋間 葉子	東京都港区 南青山二丁目11番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	白鳥 陽太郎	東京都渋谷区	当社元従業員	7,155	—	退職に伴う持株会からの退会による持分の引出
2021年 5月31日	スローガン社員持株会 理事長 秋間 葉子	東京都港区 南青山二丁目11番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松永 和彰	東京都渋谷区	当社元従業員	13,395	—	退職に伴う持株会からの退会による持分の引出

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年3月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）	新株予約権
発行年月日	2019年4月12日	2019年7月5日	2021年2月28日
種類	普通株式	普通株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	32,345株	12,070株	普通株式 52,500株
発行価格	5,800円 (注) 3	5,800円 (注) 3	1,160円 (注) 3
資本組入額	2,900円	2,900円	580円
発行価額の総額	187,601,000円	70,006,000円	60,900,000円
資本組入額の総額	93,800,500円	35,003,000円	30,450,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	2021年2月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年2月28日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、次のとおりとなっております。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,160円
行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。

5. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
XTech 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 XTech 1号有限責任事業組合 代表組合員 西條 晋一	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	投資業	20,000	116,000,000 (5,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1
株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役CEO 原田 哲郎 資本金 5,001百万円	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	戦略コンサルティング事業、インキュベーション事業	10,345	60,001,000 (5,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1
一般社団法人RCF 代表理事 藤沢 烈	東京都新宿区市谷八幡町2番地1	社会課題解決事業	2,000	11,600,000 (5,800)	当社取引先

(注) 1. XTech 1号投資事業有限責任組合及び株式会社ドリームインキュベータは、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三菱地所株式会社 代表執行役 執行役社長 吉田 淳一 資本金 142,414百万円	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	賃貸管理事業、不動産業、その他事業	8,621	50,001,800 (5,800)	当社取引先、特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 1
gooddaysホールディングス株式会社 代表取締役社長 小倉 博 資本金 190百万円	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号	グループ経営管理	3,449	20,004,200 (5,800)	当社取引先

(注) 1. 三菱地所株式会社は、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
北川 裕憲	東京都新宿区	会社役員	15,000	17,400,000 (1,160)	特別利害関係者等 (当社取締役)
仁平 理斗	東京都中央区	会社員	15,000	17,400,000 (1,160)	当社従業員 (注)
川村 直道	東京都狛江市	会社員	6,500	7,540,000 (1,160)	当社従業員
北村 貴寛	神奈川県川崎市中原区	会社員	2,500	2,900,000 (1,160)	当社従業員
杉山 歩美	東京都世田谷区	会社員	2,500	2,900,000 (1,160)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中川 絢太	東京都新宿区	会社員	2,500	2,900,000 (1,160)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役社長)
榎村 美夢	東京都西東京市	会社員	2,500	2,900,000 (1,160)	当社従業員
河合 由花子	東京都足立区	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員
小泉 誠	神奈川県川崎市 宮前区	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員
佐野 雄図	東京都新宿区	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員
杉浦 孝雄	東京都豊島区	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員
西 香波	神奈川県川崎市 宮前区	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員
松尾 賢人	千葉県船橋市	会社員	1,000	1,160,000 (1,160)	当社従業員

(注) 仁平理斗は、2021年3月1日付で当社取締役を選任されたため、特別利害関係者等(当社取締役)となりました。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の 割合（%）
伊藤 豊（注）1、3	東京都豊島区	700,000	30.26
Reapra Ventures Pte. Ltd.（注）2、3	328 North Bridge Road, Singapore	539,000	23.30
織田 一彰（注）3	愛知県名古屋港区	300,000	12.97
KMFG株式会社（注）2、3	東京都港区北青山二丁目7番13号	102,000	4.41
XTech1号投資事業有限責任組合（注）3	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	100,000	4.32
仁平 理斗（注）4	東京都中央区	76,369 (58,000)	3.30 (2.51)
スローガン社員持株会（注）3	東京都港区南青山二丁目11番17号	64,081	2.77
北川 裕憲（注）3、4	東京都新宿区	53,000 (22,500)	2.29 (0.97)
株式会社ドリームインキュベータ（注）3	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	51,725	2.24
三菱地所株式会社（注）3	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	43,105	1.86
グローウィン5号投資事業組合（注）3	東京都千代田区永田町二丁目14番3号	30,500	1.32
高野 秀敏	東京都港区	22,500	0.97
道願 慎次郎	東京都中央区	22,500	0.97
西川 雄介（注）7	東京都渋谷区	20,000 (7,500)	0.86 (0.32)
水永 政志（注）4	東京都港区	17,500 (17,500)	0.76 (0.76)
諸藤 周平（注）4	福岡県福岡市早良区	17,500 (17,500)	0.76 (0.76)
gooddaysホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号	17,245	0.75
川野 真太郎	東京都渋谷区	16,000	0.69
浅田 慎二	東京都港区	15,000	0.65
馬場 貴子	東京都文京区	12,500	0.54
一般社団法人RCF	東京都新宿区市谷八幡町2番地1	10,000	0.43
鹿嶋 麻美	東京都小金井市	10,000	0.43
川村 直道（注）7	東京都狛江市	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)
北村 貴寛（注）7	神奈川県川崎市中原区	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
杉山 歩美(注) 7	東京都世田谷区	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)
中川 絢太(注) 6	東京都新宿区	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)
中島 織文(注) 7	兵庫県三田市	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)
渡邊 恒介(注) 7	神奈川県川崎市中原区	7,500 (7,500)	0.32 (0.32)
渡邊 浩史(注) 7	東京都江東区	5,000 (5,000)	0.22 (0.22)
榎村 美夢(注) 7	東京都西東京市	4,000 (4,000)	0.17 (0.17)
木戸 亜希子(注) 7	東京都練馬区	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
小滝 大輔(注) 7	東京都板橋区	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
林田 真由子(注) 5	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
秋間 葉子(注) 7	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
遠藤 将臣(注) 7	東京都墨田区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
河合 由花子(注) 7	東京都足立区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
川村 拓也(注) 7	埼玉県戸田市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
栗岡 知也(注) 7	千葉県千葉市緑区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
小泉 誠(注) 7	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
佐野 雄図(注) 7	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
杉浦 孝雄(注) 7	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
西 香波(注) 7	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
松尾 賢人(注) 7	千葉県船橋市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
水落 ゆうか(注) 7	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
江原 準一(注) 5	埼玉県蕨市	500 (500)	0.02 (0.02)
中川 紘平(注) 5	東京都世田谷区	500 (500)	0.02 (0.02)
計	—	2,313,025 (195,500)	100.00 (8.45)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等（当社取締役）
5. 特別利害関係者等（当社監査役）
6. 特別利害関係者等（当社子会社代表取締役社長）
7. 当社従業員
8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

スローガン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石丸整行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三木拓人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

スローガン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石丸整行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三木拓人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月15日

スローガン株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石丸整行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三木拓人

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

スローガン株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石丸 整行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三木 拓人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社の2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

スローガン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石丸整行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三木拓人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスローガン株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社の2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上